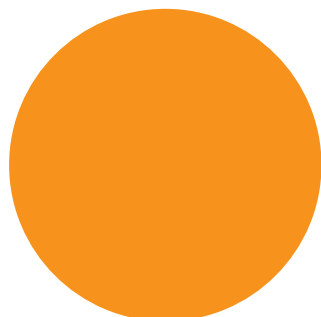


平成26年3月

児童相談所における 保護者支援のための プログラム活用ハンドブック

平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金
(政策科学総合研究事業)

「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」
(H24 - 政策 - 一般 - 003)



目次

はじめに	2
総論： 保護者支援におけるプログラムの活用	
児童相談所の取組みの流れと家族支援	4
虐待対応における保護者支援を考える	10
支援プログラムと子どもの安全について	
～サインス・オブ・セイフティーに学びながら～	17
プログラム活用の道筋と体制づくり	25
【コラム】 児童虐待における、支援者 - 保護者間の関係性形成と	
プログラムの個別化について	29
各論： 各プログラムの活用 ー課題と工夫の現状ー	
はじめに	35
各プログラムの特徴と運用上の工夫	
SoS	38
FGC	46
【コラム】 ファミリーグループ・カンファレンスの可能性	53
CSP	55
精研式ペアレントトレーニング	62
CRC	67
トリプルP	72
MyTree	76
PCIT	81
CARE	87
AF-CBT、TF-CBT	92
おわりに	101

はじめに

児童相談所の子ども虐待事例に関する保護者支援は、厚生労働省による子ども虐待対応の手引きによって児童相談所の業務の一環として位置づけられている。受理、援助方針決定、保護、措置等の業務に追われ負担が大きいなかで、保護者支援にどのように取り組んでゆくかについて、それぞれの児童相談所の努力が重ねられている。

保護者支援に当たっては、担当児童福祉司が中心となって行う場合や、家族支援のための部署が設けられている場合など、児童相談所によって状況が異なる。家族支援にあたっては、コモンセンスペアレンティングなど、すでに開発されているプログラムを活用する場合もある。これらは、先進的な児童相談所で取り入れられてより、国内で広がりが見られている。

このハンドブックは、すでにこういったプログラムを取り入れて活用されている児童相談所から得られた情報をもとに、取り入れて行った経験や、活用の経験から、運用にあたって、どのように工夫してゆくとより効果的であるかなどについて、情報提供してゆこうとするものである、

「プログラム」という用語に関して、定義に混乱が起こるかもしれない懸念がある。すでに家族支援の取り組みが確立している児童相談所においては、引取りを含めて、親子関係を再構築してゆく工程全体を「家族支援プログラム」「再統合プログラム」と呼んでいる場合が多いように思う。

こういった全体の工程を「プログラム」と呼んでいる児童相談所もあるので、それに組み合わせてゆく個々のツールは、「プログラム」以外の名称で呼ぶほうが適切であるという考え方もある。本ハンドブックでは、紛らわしいきらいもあるが、組み合わせてゆく個々のツールの方を「プログラム」と呼ばせていただくことをお許し願いたい。

本ハンドブックでは、こういった「全体の工程」に組み合わせてゆく個々の「プログラム」の内容について、詳しい解説を行うわけではない。内容に関しては、むしろ参考資料をご紹介しますこととし、そういった運用をしてゆく上で、児童相談所がどの

ような困難を感じ、どのような工夫をしているのかという、実際の運用に関して、参考にできるものにしようと試みた。

本ハンドブックで用いる「再統合」という用語についても異なる意味で用いられることがある。すなわち、親子関係を再構築するという広い意味合いで用いられることと、分離事例が家庭復帰するという狭い意味合いで用いられることとの両方がある。本ハンドブックでは、「再統合」を前者の概念で捉える。従って、家庭復帰が展望できない事例や在宅の事例についても対象として捉えている。

社会福祉分野の議論においては、「ケースワーク」があまり使われなくなり、「ソーシャルワーク」へ表現が移行してきている。一方現場では、個別援助の意味あいでの「ケースワーク」が使われる場合が多い。こういった経緯から、本ハンドブックでは、前後の文脈に応じて、「ソーシャルワーク」と「ケースワーク」の両方の表現が用いられている。

児童相談所が任意の相談への支援を主流としていた時代があったところへ、介入的支援により子どもの保護を行うようになったことから、介入と支援という相反する二つの機能を持つようになってきているところも、家族支援を考えてゆくうえで重要な留意点となっている。その点に関して、本ハンドブックでは保護者支援を考えてゆく上で参考になる専門家の考え方を示した。なるほどと強く共感される一方で、そのようなレベルまで意識がついて行かないという実感を持たれることがあるかもしれない。経験を積み考え進めた結果、持つに至った見解として触れていただくことで、今後の支援の見通しを立てるヒントになるのではないかと考える。

また、本ハンドブックの総論部分では、サインズオブセーフティの考え方を基本としてソーシャルワークの有り方が述べられている。サインズオブセーフティは、支援の枠組み全体に関する考え方であり、保護者支援の工程に組み込まれる個々の「プログラム」とは異なった意味合いの存在なので、総論の中で記載した次第である。

児童相談所で保護者支援プログラムを実施してゆく上の実際に起こってくる問題に直面した時、何かお役にたてる参考となればとねがいつつ、このハンドブックをお届けしたい。

総論：保護者支援におけるプログラムの活用

児童相談所の取組みの流れと家族支援

児童相談所では虐待相談を受理した後、必要に応じて一時保護を実施するなどして家族状況をアセスメントし、援助方針を決定する。施設入所または里親等委託となった場合は、その後に家族再統合のための取組みを始める。家庭復帰が困難と判断される場合にも、家族との関係修復や、子どもが自立に向けて生き立ちや家族との関係を整理するという意味での家族再統合に取り組むこととなる。一方、在宅での生活が可能な場合には、地域の関係機関と連携して、家族関係を修復するための支援を実施する。これもまた家族再統合の取組みの一環と言える。

以下では、児童相談所の取組みの流れとそれぞれの局面における支援の留意点を簡略に記載し、家族再統合の取組みにおける保護者支援プログラム活用の参考としたい。(なお、詳細は「子ども虐待対応の手引き」¹を参照。)

1. 受理・調査

虐待通告を受けた場合や市区町村から送致等を受けた際に、児童相談所はただちに緊急受理会議を開催して調査の方針を検討する。調査の要点は、子どもの安全・安心が守られているかどうかにある。子どもの安全・安心が危険な状態であると判断される場合には迅速に一時保護を実施する。一時保護にあたって子どもと保護者の同意は要件とはならない。

虐待相談は保護者に相談への動機付けがなく、一般の相談援助活動のような信頼関係に基づく援助を実施することに困難を伴う。実際、子どもの安全・安心に関しては保護者に対して妥協することが許されない。それでも保護者と児童相談所が子どもの安全・安心を共働で実現するものとしての相談関係を形成できるように、調査の当初から関係構築に努めることが求められ、児童相談所は困難な作業を遂行することとなる。

1 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改訂版)厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

2. アセスメントとプランニング

関係機関からの情報収集や児童相談所内多職種との協働により、子どもと家族の状況を正確にアセスメントする。子どもと家族が現在に至る生活歴、生育歴はどうだったのか、どこにリスクがあり、またどのような支援が必要なのか（ニーズ）、さらに子どもと家族が有している強み（ストレングス）はどこにあるのか、子どもと家族をサポートできるのは誰かといった諸点をアセスメントする。地域の関係機関と検討する場合は、共有のアセスメントシートに基づいて協働して行う。

児童相談所が介入したために家族と対立して、そのため十分な聴き取りが行えない場合もあるが、できる限り多角的に情報を集める。また子どもや家族に対して児童相談所の見方を伝えながら共に考えていくことを働きかける。子どもの安全と安心に関して懸念を持っている点をわかりやすく正確に家族に告知することもあわせて重要である。

以上のアセスメントのもとに、児童相談所としての援助方針をたてる。援助方針については、その理由を含めて子どもと家族に丁寧に説明し、子どもと家族の参画のもとで検討できるように努める。その際には、子どもと家族の状況を改善するために取り得る支援について、地域サービスの活用、地域関係機関による援助、子どもや保護者に対する医療やカウンセリング、親子グループや親グループ等への参加（父親グループ、父親塾等を含む）、ペアレンティングの導入など、多様な手法を組み合わせる計画をたてる。子どもや保護者をプログラムへ促す場合には、十分なソーシャルワークにより子どもや保護者の思いを聴き取り、当事者が必要性を認識できるように支援することが求められる。

以上の取組みにより、子どもと家族、あるいは地域関係機関の理解の基に、子どもと家族を中心とした地域関係機関協働の支援ネットワークを構築していくことが必要である。

3. 施設入所・里親等委託後の支援

施設入所・里親等委託にあたり、児童相談所は短期及び中長期の援助方針を策定す

る。その中には家族再統合に向けての見通しと支援方法が含まれる。援助方針については、入所又は委託前後に施設又は里親等と十分に協議して、自立支援計画に結実させることとなる。

施設入所・里親等委託後の支援については、子どもへの支援、保護者への支援、子どもと保護者の関係性への支援、保護者以外の家族・親族への支援に分けられる。それぞれが抱える課題を整理して目標を提示し、子どもと家族と共有すると共に、児童福祉施設や里親と児童相談所とが十分協議の上で連携して支援する。児童相談所と保護者が対立的な関係にある場合にも、児童福祉施設の職員や里親等が保護者と良好な関係を構築することで、家族支援が進むこともある。

施設入所・里親等委託後も子どもと家族の状況の変化を見守りながら、児童福祉施設や里親等と十分な情報共有をした上で、アセスメントを継続する。その結果、支援計画を見直す必要も出てくる。保護者支援プログラムを実施する際には、関係者の協議と了解の上で導入することとなる。

4. 段階的親子交流

家庭復帰が可能と判断された場合、あるいは家庭復帰にはつながらなくても子どもと保護者との交流が可能と判断された場合に、親子交流の計画が検討される。子ども・保護者の意向を十分に聴き、児童福祉施設や里親の判断を十分に尊重した協議を経たうえで児童相談所が慎重に判断することとなる。

ほとんどの事例では、段階的な親子交流が実施されている。その経過は、まず児童相談所職員あるいは児童福祉施設職員の同席による面会から始め、同席なしでの面会、近隣への短時間の外出、一日かけた外出、短期間の自宅外泊（施設内宿泊や自宅外への外泊を行う場合もある）、長期間の外泊と順を追って慎重に進めていく。その過程では、交流後の子どもと保護者の様子を児童福祉施設において子細に観察し、また児童相談所が状況を十分に把握して、その都度交流の適否をアセスメントすることが重要である。場合によっては、交流の進捗を戻すことや交流の中止を検討しなければならない。

施設入所・里親等委託中の保護者指導のためには児童福祉司指導をとることが有効

である。段階的親子交流を次の段階に進める際には、担当者個人の判断によるのではなく、児童相談所の援助方針会議等で組織的に点検して判断しなければならない。

5. 家庭復帰にあたっての支援

家庭復帰を判断する際には、児童福祉司指導等の結果を十分踏まえて、児童相談所として慎重な検討の上で決定する。この場合、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」² または自治体で作成しているチェックリストなどのアセスメントツールに基づく判断が必須である。この評価には、児童福祉施設の意見を十分に反映しなければならない。

また、家族再統合の取組みの過程では、地域の関係機関に子どもと家族の状況を伝え、家庭復帰後の支援の受け皿を準備しておくことが必要である。入所・委託中にも要保護児童対策地域協議会の進行管理会議で状況を伝え、外泊にあたっては地域の関係機関が情報を把握しておけるようにしておく。また家庭復帰前には要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、地域関係機関の理解を得るとともに支援の役割分担をしておくことが必須である。この場には入所中の児童福祉施設職員や里親等が参加することが必要である。

その際には、子どもと家族の状況について、地域の関係機関がどこに注視してアセスメントを継続する必要があるのか、どういう状況になれば連絡が必要なのか、情報連絡先はどこにするのかなど、支援に必要な情報を共有しておく。

なお、家族の転居先自治体で子どもを引き取る場合には、転居先自治体を管轄する児童相談所や地域関係機関との十分な協議が必要である。（詳しくは「子ども虐待対応の手引き」第10章5. 家庭復帰の際の支援、参照。）

家族や親族が主体となって家庭復帰後の生活について話し合う、ファミリーグループカンファレンスの取組みも模索されており、今後の実践の展開が期待される。

2 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別添の「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」の別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」

6. 家庭復帰後のケア及び在宅支援

家庭復帰後の生活の中では、子どもと家族の関係が必ずしも良好に推移するとは限らず、それまでに予想していなかったような問題が生じることもある。復帰後も継続して丁寧なアセスメントと支援が必要である。そのため、児童相談所は少なくとも6ヶ月間は児童福祉司指導等を取り、支援関係を継続しなければならない。これは最も順調に推移した場合の期間であり、事例によってはさらに長期にわたり支援が必要となる。

家庭での生活が始まった後も、施設入所・里親等委託中から継続した子どもと家族への支援が必要となる。施設等の職員が関係を維持して連絡をとることも必要である。児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問に拒否的となるなどの状況は、危険なサインととらえて再アセスメントを行い、支援方法を再検討するとともに一時保護が必要な場合には実施する。子どもには直接 SOS を出せるような手段を伝えておくことも有効である。

家庭復帰後の生活が良好に推移した場合には、児童相談所の関わりを終了して市区町村に対応を引き継ぐこととなる。その場合には市区町村との十分な協議が必要である。市区町村に引き継いだ後でも、状況の変化により児童相談所があらためて介入する必要がある場合には、積極的に対応しなければならない。

以上に述べた諸点は、一時保護を解除して家庭引き取りとなる場合にも同様に留意すべきである。

最後に、施設入所・里親等委託の援助方針を採らず、在宅支援となった事例について述べる。こうした事例で児童福祉司指導等による支援が必要となる場合には、児童相談所が関与する理由と方法を丁寧に説明し、決定通知書に十分に記載して手渡すこととなる。

在宅支援中の家庭状況の変化には十分なアセスメントを実施して支援の見直しを行う。また、在宅での生活状況を改善するとともに子どもと保護者の関係を修復するためには、関係機関と連携した支援が必要であり、そのため要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で情報共有と役割分担を図るとともに、進行管理会議で状況を

共有するなど、協働した対応が必要である。

在宅支援中においても、状況に応じて保護者支援プログラムを活用した子どもと保護者の関係改善に取り組むことが有効である。

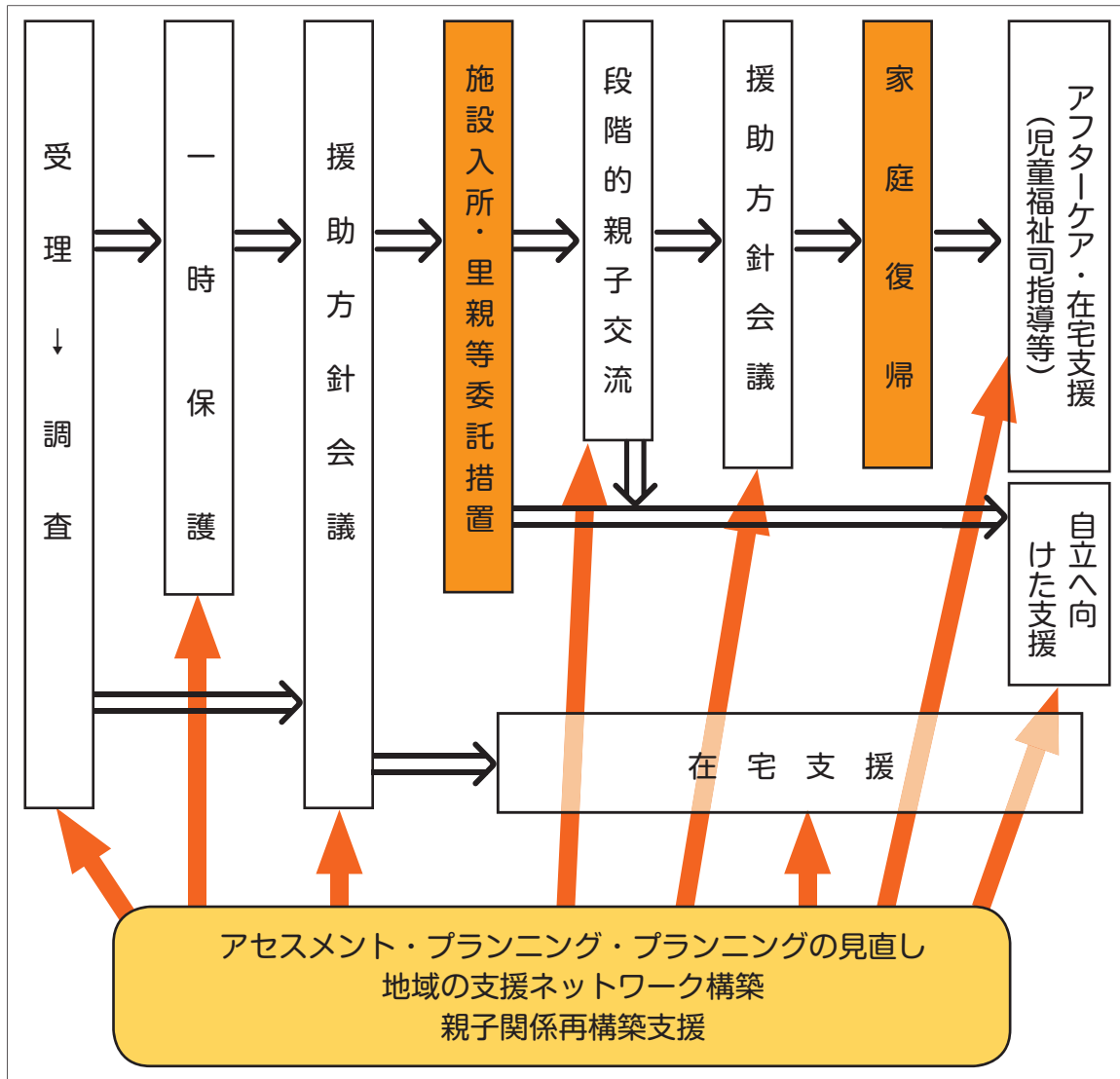


図1. 児童相談所の取組みの流れ図

虐待対応における保護者支援を考える

1. 子どもの育ちを応援する

そもそも児童相談所は何を目的に業務をしているのであろうか。児童福祉法では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」（第1条）とし、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」（第2条）とされている。この児童福祉法の理念を具体的に実現することが児相に与えられたミッションである。

子どもは発達過程で大人として社会生活を送るために必要な様々な知識や技能を適切に身につけていく必要がある（子どもの発達上のニーズ）。これらの習得のために社会は、さまざまなシステムを整備し、保護者による養育をサポートしている。大半の子ども達は、保育や幼稚園にはじまる養育・教育システムのサポートで大人になっていくことが可能である。しかし、何らかの要因によって習得がうまくいかない子ども達も存在するため、専門家による支援が準備されており、その中核的な役割を担ってきたのが児童相談所である。

2. 児相の支援

児童虐待が社会問題化する以前は、児童相談所がおこなう支援の大半は、保護者のニーズ（心配）から相談が始まり、診断を経て、子どもへは課題に対する直接的な支援と保護者には適切な関わりができるようサポートする形で、保護者の心配を解消してきた。これらの支援は、心理療法やソーシャルワークの中核をなす、受容・共感モデルによるものであり、同意・承諾が根底にあり、保護者と対立するような関係は想定されていない。伝統的に児相はこのクリニック的な支援を目指して専門性を磨いてきたのであるが、虐待対応では保護者に相談のニーズがなく、子どもの問題に置き換えて支援を行うことが子どもの安全を確保することにならない場合が多く、新たな支

援モデルが必要となった。

海外の様々な取り組みが紹介される中で、適切な養育スキルの学習をテーマにしたペアレントトレーニングや児童虐待対応の現場の工夫をまとめ、構造化したサインズ・オブ・セイフティ (Signs of Safety) や枝分かれしたパートナーリング・フォー・セイフティ (Partnering for Safety) (以下、この二つの枠組みを SoS 等と略す) などが支援の方法として取り入れられるようになってきている。家庭復帰の必修条件としてペアレントトレーニングの受講を設定して保護者対応をしていたこともあったが、プログラム受講と子どもの安全がイコールとならない場合が多く、プログラムは道具として活用して、子どもの安全に焦点を当てた支援の枠組みとして SoS 等を取り入れ、虐待対応に取り組まれるようになってきている。

3. 支援者の立ち位置と方法論

繰り返しになるが、児童相談所の社会的使命は、子どもの権利擁護と発達保障にある。子どもの場合、将来、大人になった時に社会の構成員として生活していくために必要な知識や行動様式などを身につけていくことが必要であり、現在だけでなく、過去から未来にわたる子どもの生活と発達保障を視野に入れておく必要がある。したがって相談内容によって問題と対応方法が異なる場合はあるが、目指すところは子どものウェルビーイングの実現である。

この目標達成のためには保護者との協働が不可欠な要素である。しかし、虐待対応の場合、非審判的な受容では虐待行為を容認してしまうことになるため、部分受容になり、評価を示さなければならない場面も多くある。また、子どもの最善の利益を優先する必要があることから親権を制限することもあるわけで、保護者の役割を支援者が肩代わりすることも少なくない。

また、相談・治療（支援的関与）では、親子の利害は一体のものと考え、たとえ子どもが来談しなくても保護者に対する支援が間接的に子どもの発達保障につながると考えるのだが、虐待対応（介入的関与）では、保護者と子どもの利害は独立と考え、それぞれの課題を明らかにして適切な支援を講じていく必要がある。

このように、枠組みや方法論がかなり異なるところがあり、現場出身の研究者^{*1}らの報告や講義などをベースに加筆して整理したものを表1に示す。(現時点での整理であり、様々な意見があり、今後も検討を続けていく必要なものであることをお断りしておく)

表1

	虐待対応（介入的関与）	相談・治療（支援的関与）
目的	ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること 子どもが育ちの過程で獲得する必要がある価値観や物の捉え方や行動の様式などを安全・安心に獲得していくことを保障する	
支援のための原則	子どもの安全・安心な生活を最優先し、法に定められた権限を行使していく（リスクマネジメント） 告知、聴取、丁寧な説明による理解と協力を求める努力はするが、義務権限の執行において同意・承諾は必須とならない。不作為（権限の不行使）をとがめられる	ニードをスタートラインとして、クライアントのペースに合わせ、受容、傾聴、同意、承諾を原則としてサポートしていく
対象者	介入された家族	自発的なクライアント（親）
ゴール	支援機関によって定義	クライアントによる定義
アセスメント	第三者への調査を含む客観的情報に基づくアセスメント	クライアントから提供される主観的情報に基づくアセスメント
守秘	要保護児童対策地域協議会（法定協議会）における情報共有が可能 秘密：秘密は虐待と仲良し…だからオープンに	承諾なしに連携や情報共有などではできない 秘密：秘密は安心の場の提供…良好な関係の証（あかし）
親権	明らかな親権への制限・制止を含む対応 親権に対して根拠をもって権限介入する義務	親権を当事者の権利として上位に置く 親権者の意に反する対応は原則的に不可
親子関係	親子の利害は独立と考え、時に利益相反も想定し、子の安全と最善の利益の保障が最優先 子の安全のためには理由を示して親の抵抗排除	親子の利害は一体的な価値として考える 親との良き相談関係が子に利益をもたらす
専門職の役割	社会的統制と影響力をうまく行使するコーディネータ。ジョイニングと傾聴などの基礎的な技術＋解決思考の面接技術＋ SoS 等のフレームワーク	クライアントが欲するものに焦点を合わせる促進者。治療構造論に基づく療法・ソーシャルワークの技術

4. アセスメント…育ちのリスクと支援の関係を明らかに

効果的な支援を行っていくためには、現在の子どもの状態、子どもへのかかわり方、生活の状況などの情報を集め、その関係性を明らかにしていくアセスメントが必要である。アセスメントを実施していくうえで、どのような項目に注目すればいいのかを端的に示してくれるのがコモン・アセスメント・フレームワーク（CAF:Common Assessment Framework）である。これは、英国において複合的課題があり、支援を必要とする子どもたちについての総合的なアセスメントを行い、支援に関わる機関と家族が共有することで、効果的・効率的な支援を行うために国家的なレベルで取り組まれているものである。図2は、日本で紹介されている文献や報告書をもとに虐待対応を考えるために筆者が加工したものである。

大まかに整理すると「子どもの状態像」「養育力」「家庭・環境要因」の3つの領域に分けられる。現在の子どもの育ちに関する課題について、これらの領域の要素がどのように関連しているのかを明らかにし、課題解決のために何が必要なのかを考えていくことになる。

①子どもの状態像

面接や心理検査、行動観察、関係機関への調査などから、現在の身体、知的能力、情緒、自己イメージ、セルフケアスキル、ソーシャルスキルなどの発達状況を明らかにする。次に現在の子どもの状態から保護者の養育能力や家庭・環境要因の影響を推測し、どのような育ちをしてきたのかの仮説を立て、健全な発達を促すためにどのような関わりが必要なのかを検討することになる。

②養育力

養育力とは、子どもが健全に育っていくために必要な関わり方のことであり、安全と安心を保障する基本的なケア、情緒的な暖かさや安定性、指導・励まし・しつけなどに大別できる。

1 山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）：日本子ども虐待防止学会、松本大会のシンポジウム、安部計彦（西南学院大学）：子どもの虹情報研修センター研修など

ア) 安全と安心を保障する基本的ケア

子どもの生理的欲求を充足する関わりの中で、衣食住、健康のための配慮、危険や危害から守られるよう配慮することなどである。

イ) 情緒的な暖かさと安定性

子どもの情緒的な欲求が満たされるよう受容的に接し、自尊感情を持てるよう、子どもを認めたり、励ましたり、褒めたりする安定したかかわりを持つことである。

ウ) 指導・激励・しつけ

適切な刺激を与え、子どもが自らの感情をコントロールでき、社会生活を適応的に送っていくための価値観や行動原理を身につけられるよう指導していくことである。

これらについて、保護者面接、関係者への調査などによって明らかにし、子どもの状態像と関連付けて評価をする必要がある。

③家庭・環境要因

生活の土台となる住環境、家庭の経済活動を支える収入や就労、地域社会と家庭のかかわり、援助者との関係などのことであり、客観情報として得やすい要因である。この家庭・環境要因は、具体的な援助として分かりやすいものであるため、プランニングの中心にす

えられがちであるが、子どもの状態の改善、育ちのサポートにどう役立っているのかという視点が大切になる。

子どもの育ちについてのアセスメントでは、問題にかかわる情報が集まるため、リ

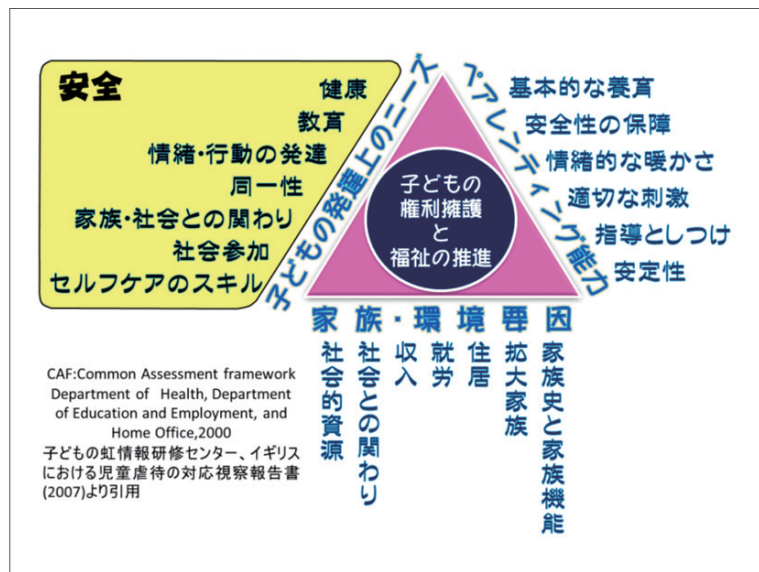


図 2

スク中心の評価となるとなりがちであるが、子どもの育ちに役立つかわりや、優れたかわりといったストレングスについての情報も収集し、SoS等の整理様式（鈴木浩之氏が後述）等によって包括的なアセスメントを行い、子ども・保護者・支援者のニーズをすり合わせて総合的な支援につながる評価とする必要がある。

5. プログラムの役割と活用

本研究では、SoS等のような対応のための枠組み（方法論）であったり、養育力を高めるためのペアレントトレーニングであったり、養育者自身の内的課題を解決するための方法などさまざまな取り組みが保護者支援のプログラムとして紹介されている。実際の虐待対応ではSoS等を土台として各種のプログラムを実施することになるのだが、それぞれのプログラムにはねらい目や方法に特徴があり、その特性を理解し、包括的なアセスメントにより、プログラム学習を含めた支援計画を立てていく必要がある。この支援計画やプログラム受講は、保護者自身が自らの変化や成長を求めて受講することによって最大限の効果を生じるものであり、育ちの安全の大切さを共有し、受講意欲の持続と学んだものを子どもの養育の中で使い、自分のものにしてもらえるような丁寧なサポートが必要になる。

何か一つのプログラムに取り組んでもらうだけでは、効果は限定的で、それが汎化して子どもの育ちの安全を保障していくには時間がかかってしまう場合が多い。その間も保護者による不適切なかわりは続くことになり、子どもは好ましくない体験によって社会不適応的な価値観やスキルを身につけ、生きにくい生活を送ることになってしまうことになるため、子どもへの支援も並行して行っていく必要がある。

6. リスクマネジメント

保護者支援について述べてきたわけではあるが、あくまで虐待対応は子どもの発達上のニーズの充足を妨げ、歪めてしまう不適切なかわりを如何にブロックし、子どもの安全・安心な育ちをどう保障していくのかというリスクマネジメントであり、保護者の成長・変化が主たる目的ではない。

もちろん、子どもの育ちの安全を確保する支援は、家族の生活のクオリティを高め

る支援であり、介入によって傷ついた保護者の自信や自尊心の回復にもつながる。そのため、継続的な支援が保護者のニーズを引き出し、自発的变化を引き出していくと、支援者の意識が支援的関与のような同意・承諾を必要とする関係に移行し、保護者の治療が目的の支援になってしまう可能性がある。保護者と対立して支援関係が切れてしまうことを危惧して、子どもの安全を脅かすような事態を過小評価することがないよう、常にボトムラインを意識し、面接でも口にすることが大切になる。

最後に本節は、現時点での考えであり、児童相談所の取り組みの考え方は変化していくものであり、読者ご自身が業務の刺激として受け止め、工夫を重ねてほしいと考える。

参考文献

- ・イギリス保健省・内務省・教育雇用省（松本伊智朗、屋代通子訳）、「子どもの保護のためのワーキング・トゥギャザー 児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン」、医学書院、2002
- ・川崎二三彦他、「イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書」、子どもの虹情報研修センター、2007
- ・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、「英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書」、2009
- ・井上直美・井上薫編「子ども虐待防止のための家族支援ガイド」- サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門 - 明石書店 2008
- ・山本恒雄他「児童相談所等における保護者支援の在り方に関する実証的研究」厚生労働科学研究 2010
- ・宮井研治編「子ども・家族支援に役立つ面接の技とコツ」明石書店 2012
- ・山本恒雄「児童相談所における保護者支援の現状と今後の課題について」子どもの虐待とネグレクト 15 巻 3 号、岩崎学術出版 2013
- ・大島剛他「発達相談と新版 K 式発達検査」明石書店 2013

支援プログラムと子どもの安全について ～サインズ・オブ・セイフティーに学びながら～

はじめに

(危機)介入から始まった虐待対応が「支援」に移行することで、「保護者支援の本来的な課題がすりかえられたり、そもそも介入的な判断から開始された作業の意義がきちんと評価されないまま、支援名目の関係性だけが一人歩きしてしまったりするなどの問題が浮かび上がることとなってきた(2013山本)」という指摘がある。

この指摘を真摯に受け止めるなかで、少なくとも言えることは、子ども虐待のソーシャルワークにおいて、子どもの安全を前提としない「保護者支援」は成立しない、ということである。また、「保護者支援」という枠組みが子どもの安全から焦点が外れるのであれば、たとえ、どれだけ優れた「プログラム」があったとしても、もはやそれは「保護者支援」とはいえない。ここで言う「保護者支援の本来的な課題」とは「子どもの安全の追及」であることに他ならない。

1. 子どもの安全に焦点を当て続けることの難しさとその理由

しかし、子どもの安全から焦点をずらさないということは、子ども虐待の実務に携わる立場からしても、それほど簡単なことではない。

これらの難しさの背景、そして、その難しさからくる前述の混乱の理由として、児童相談所に二つの矛盾しがちな役割が担わされているということがあるのではないか。

ひとつは、子どもの命と安全・安心を守るための危機介入としての役割である。(48時間以内の目視による安全確認、職権一時保護、立ち入り調査、臨検捜索、28条申立て、親権停止、親権喪失等) そしてもうひとつは 家族が再び安心して暮らせるための支援(「児童虐待の防止等に関する法律」第11条「児童虐待を行った保護者に対する指導」)として「…指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭環境で生活するために必要な配慮のもとに適切に行われなければならない。」) である。

立ち入り調査、臨検搜索、職権一時保護などの危機介入の強力な権限と、その後の「支援」のほとんどすべてを児童相談所が行わなければならない、司法的な関与は児童福祉法第 28 条のような限られたケースでしかないということがある。したがって、司法的なコントロール下において福祉的な支援が行われるということはほとんどないというのが実情である。

先述の「介入的な判断から開始された作業の意義がきちんと評価されないまま、支援名目の関係性だけが一人歩きしてしまったりする」のは、子ども虐待対応の時間軸の中で、ここに示した二つの矛盾しがちな役割が、危機介入から「支援」に、根拠も乏しくいつしか変わってしまう場面である。その結果、子どもの安全に焦点を合わせていたはずが、「保護者支援の本来的な課題」を見失った「支援」のなかで、子どもの安全のテーマがあいまいになってしまうのである。

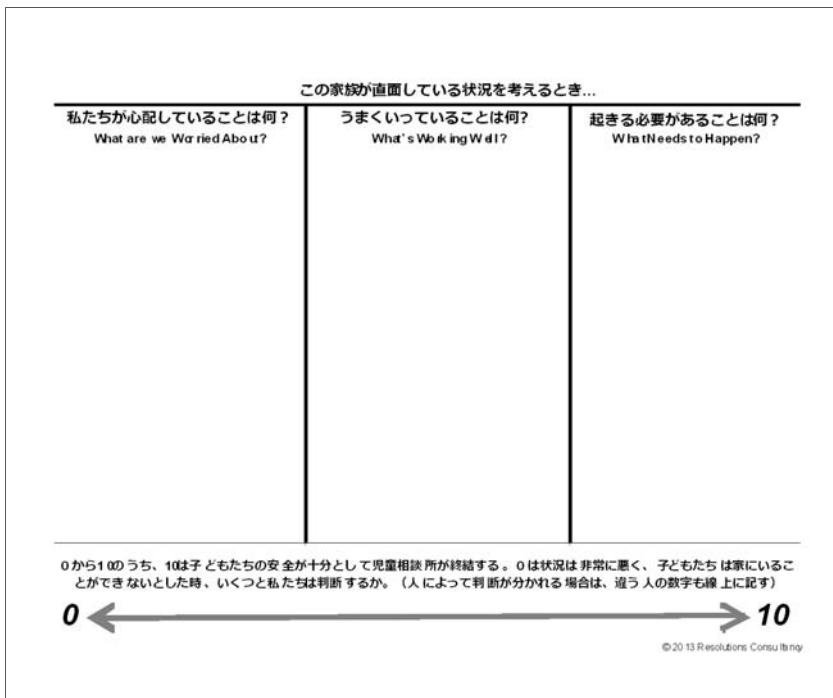
危機介入が「支援」にすり替わってしまう、その理由はいくつか思い当たる。たとえば、次のことである。

- (1) 危機介入に伴う虐待の告知は、児童福祉司にとっては相当ストレスフルなものであり、知らず知らずにストレスを低減するような方向にベクトルが向いてしまう。常に、保護者に安全を問いかけていくことは容易ではなく、それを実現する実践モデルの確立もいまだ途上である。
 - (2) 長い関係性のなかで親を「信頼したい」という思いが生じてしまう。相談関係は時に冷静なリスクアセスメントを阻害してしまうことがある。
 - (3) ストレンジス・ベースド・アプローチの表層的な理解から、安全がないがしろになる。本来のストレンジス・ベースド・アプローチが安全を軽んじることはない。
 - (4) 児童福祉司は、泣き声通告や警察からの DV に関わる心理的虐待の通告の安全確認に忙殺されており、丁寧な対応をしたくてもできない現実がある。
 - (5) そして、「支援的」「介入的」といっても、多くの場合は児童福祉司が、二つの役割を担わざるを得ない。頭では理解しても、実務的に線をなかなか引けないということが生まれる。職場の中で、役割分担をする場合もあろうがそれであっても、同一の機関である。小さな児童相談所であれば、そのことすら困難である。その他にも、理由はあるだろう。
-

2. 子どもの安全から焦点をはずさないために

「保護者支援の本来的な課題」とは「子どもの安全の追及」であることはすでに述べた。であるなら、ケースの介入の始まりから、終結まで常にそのことから目を離してはならないのであり、それを実現する実践モデルを持たなければならない。

残念ながら、これをすればすべてがうまくいくという方法はないし、業務に忙殺される中で、効率の良い方法もなかなか見つからない。もっとも、これで大丈夫と思った瞬間から、子どもの安全は危ぶまれるわけであって、実践家は常に子どもの安全とそれを実現する方法を考え続けなければならない。



本調査研究の中で報告されているが、全国の児童相談所の中でサインズ・オブ・セイフティー・アプローチ（以下、サインズ）を四分の一が取り入れているという調査結果がある。これは、上記の実践モデルの構築に対するひとつの期待とも

思われる。

しかし、一方で児童相談所の現場ではサインズをどのように導入しているのだろうか。サインズが紹介する様々なツールは日々の虐待対応で役に立つものが多い。しかし、その使われ方によってはサインズが目指している方向とは異なる道に迷い込むこともある。図はサインズで行われる「マッピング」のための「スリーコラム」というツールでありすでに多くの児童相談所で活用されている。

しかし、スリーコラムを整理すれば、子どもの安全がマニュアルのごとく生み出さ

れるということは決してない。対話によって、家族と支援者がこれに示されたことの一つ一つを丁寧に、そして、慎重に進めていくことが求められる。家族のストレスに注目しながら、子どもの安全には一切妥協のない、質の高い対話が必要なければならない。そして、支援者は家族に、しつこいほどに質問を重ね、虐待に対する「例外」を家族と協働して探求し、問題解決の糸口としていくのである。

サインズのマッピングは、家族と子どもの虐待をめぐって率直な対話が必要で、子どもの安全を構築することの話し合いができるような枠組み、考え方のガイドとなるようにデザインされている。しかし、これを実効あるものとするのは、やはり、支援者と家族の対話であり、そこから生まれる関係性であることは言うまでもない。

私の理解の範囲で、子どもの安全から目をそらさず、家族と対話を率直に話し合い進めていくためのポイントを、スリーコラムをガイドにして考えてみたい。

- (1) まずは、児童相談所が関わった理由、子どもに何が起きたのかを、家族と児童相談所が率直に、つぶさに共有することである。そして、その共有は危機介入からなるべく早い時期に行われることが必要である。サインズは、保護者が落ち着いた場面での家族再統合のスキルと考えられることがあるが、正確な理解ではない。
(ハーム・ステイトメント)
 - (2) そして、その問題が解消されないとき、子どもの将来にどんな影響を及ぼすことになるのか、その心配を明確に示し、家族と共有することである。そのためには、家族との共同作業の中で、文章に起こして共有していくことが大切になる。専門職の言葉ではなく、家族と共有できる言葉で、子どものおかれている状態を言い当てるものでなければならない。この点が、あいまいになってしまうとそもそも何のための対話なのかがわからなくなってしまう。さらに、この部分は家族の専門性と児童相談所の専門性を動員したリスクアセスメントになっている。専門職がチェックリストを使ってアセスメントするものとは異なり、虐待はどんなきっかけによって発生し、どのように維持されてきたのかなどを家族とつぶさに検討し、虐待の仕組みについての共通理解を積み上げていく。(デンジャー・ステイトメント)
 - (3) そして、児童相談所は、これらの子どもに関わる心配がどんな状態(子どもの安全・
-

安心が守られている状態像)になることを家族に求めているのか、明確に示すことが必要である。これまで児童相談所は家族の問題の指摘はしても、それがどうなればよいかの子ども状態像、問題の解決像までを示し、家族と共有することは少なかったのではないか。(児童相談所の示すセーフティーゴール・ステートメント)

- (4) その上で、家族に児童相談所が示した子どもの状態像を踏まえて、家族の目標(ゴール)を示してもらおう。家族が家族自身の未来の状態像を豊かに語ることが、家族がセーフティー・ゴールをイメージする助けになる。(家族が示すゴール)
- (5) 児童相談所は子どもの安全に関して絶対譲れないラインを示し、家族と目標を共有する。ここで、子どもの安全のゴールが共有される。これによって、家族と児童相談所が、どこに向かって歩いていけばよいのかが明確に共有される。ゴールが見えなければ、どこに向かって歩み出せばよいのかわからない。(ボトムライン)
- (6) そして、この目標を実現するための安全計画を家族自身に立ててもらおう。計画の立案は家族自身が行うのである。従来、児童相談所が家庭訪問や通所の計画を立てたり、時にペアレント・トレーニングを課すことなどを引き取りの条件としたが、それとは大きく異なる。さらに、安全計画は児童相談所等を十分に納得させるものでなければならない。子どもの安全に妥協はしない。(セーフティー・プラン)
- (7) 安全計画の実現は家族だけで行われるのではなく、家族は子どもの安全を守るためのインフォーマル・ネットワークを、親族、知人、友人などあらゆる人たちと構築することが求められる。公的機関のネットワークには自ずと限界があり、インフォーマルなネットワークを構築することが永続的な安全を構築することにつながっていくのである。(セーフティー・ネットワークの構築)
- (8) 更に、安全計画の中心に常に子どもがいて、子どもは安全計画作りに参画していなければならない。今何が起きているのか、なぜ、保護所にいるのか、なぜ施設に行くのか、家に戻ったときに何が心配されるのか、誰に頼ればよいのか、自分の意見はどのように反映されるのかといったことを子ども自身がわからないまま、支援方針が大人だけで決められていくことがないようにしなければならない。

(ワーズ&ピクチャーズ等による子どもの参画)

(9) 安全計画は子どもの安全を確実に守るルールとガイドラインによって構成される。また、安全計画の確実な履行がなされているか否かの立証責任は家族にあり、家族が児童相談所等にいかに安全計画が履行され、子どもの安全が守られているのかを示さなければならないのである。(安全計画の履行と安全の立証責任)

(10) 児童相談所のかかわりの終結は、実際に子どもの安全が一定期間守られ続けたことが確認され、インフォーマルなネットワークに子どもの安全の担保を委ねることができることである。(終結の理由とそれにいたるプロセス)

ここに示したことは、これまでの児童相談所の実践を振り返ってみても、簡単なことではない。だからこそ、対話の中で家族のストレングスを引き出し、この困難な作業をやりぬく関係性が何より大切なのは言うまでもない。

特に、(6)の安全計画を作るのは家族であるということ (7)の子どもの安全をめぐるインフォーマルなネットワークを家族自身が構築しなければいけないという点。これまでは虐待の事実を親族に知らせることすら拒否することが多かったことを考えれば、大きな課題である。(9)の安全計画の確かな履行は、家族が立証しなければならないということなどは、いずれも従来の児相の実践とは質的に相違する。確かに簡単なことではないが、サインズのマッピングを経て、安全プランを作ることを依頼した多くの家族が、子どもの安全について一生懸命考え、文章にして私たちに示してくれた経験をしている。安全のサインは家族の中にあるのである。

上記の(1)～(10)はサインズ・オブ・セイフティー・アプローチのすべてを言い当てているわけではないと思う。しかし、ここに示したことを意識して組織的に進めている児童相談所はそれほど多くはないのではないかと思う。おそらく、サインズ・オブ・セイフティー・アプローチを四分の一の児童相談所が取り入れているという本研究の調査結果は、そのスキルを部分的に取り入れている、あるいは、個人的に導入しているというレベルにとどまっていると推察される。

しかし、部分的な導入では子どもの安全に焦点をあて続けているということにはならない。時に「介入的な判断から開始された作業の意義がきちんと評価されないまま、支援名目の関係性だけが一人歩きしてしまったりする」ということにもなりかねない

のである。安全に焦点を当てた、ではなく、介入の最初から終結まで子どもの安全に焦点を合わせ続けるということが、今求められているのである。

子ども虐待対応の中での保護者支援とは「子どもの安全を守るという目的に向かって、家族が主体者となり続けることを支援すること」であり、虐待のない生活という選択肢を家族に示し、ともに考え続けることではないかと思う。非常に、難しい実践である。しかし、この困難な作業を家族とやりきらなければ子どもの安全、家族の求める未来には近づいていかないのである。

3. 子どもの安全と保護者支援プログラム

以上述べたように、本論で紹介している様々な保護者支援プログラムは子どもの安全・安心の構築という土台の上に成り立つものである。そして、様々な支援プログラムそのものは、子どもの安全・安心に密接に関わるものであるが、それぞれのプログラムの目的、目標に近づくこと、達成が、安全・安心の構築と同じではない。したがって、何らかのプログラムを実施したことで安全が確保できるわけではない。

では、支援プログラムとは何であろうか。

子ども虐待における保護者支援とは「子どもの安全を守るという目的に向かって、家族が主体者となり続けることを支援すること」、そして、そのために家族が考えていく枠組みを提供することで、家族の〈これからのあり方〉についての選択肢を増やし、対話によって構築された目標に向かって、家族と協働することである、と私は思っている。「保護者支援プログラム」とは、そのプロセスの中で、その動機を高めたり、それを推進するエネルギーとなったり、更に、様々な視点で親子関係を捉えなおすきっかけであったり、より良い関係を構築することなどを進めるために、家族自身が選択していくものではないだろうか。いわば、「安全の質」を高め、より良い家族を実現していくための方法論であり、メニューであると考えている。

「保護者支援プログラム」とは、子どもの安全という土台の上に、家族と支援者が対話を進め、そのことによって築かれた協働関係を支えとしながら、家族自身が選択し、積み上げていくものであると思う。

引用文献

- (1) 「児童虐待相談における初期調査と子どもからの事情聴取の専門性、およびそれらの基礎となる子どもの安全を軸とした介入的ソーシャルワークのあり方についての調査研究」主任研究者 山本恒雄 平成 25 年 3 月 財団法人 こども未来財団

参考文献

- (1) 菱川 愛「講座 サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ [1] ～ [4]」『ソーシャルワーク研究』 vol.39, No.1 ～No.4, 相川書房 2013
- (2) サインズ・オブ・セーフティー概論 The Signs of Safety Acomprehensive Briefing Paper Andrew Turnell 2010 菱川 愛 訳
- (3) 井上直美 井上 薫 (2010)「子ども虐待防止のための家族支援ガイド SoSA 入門」金剛出版
- (4) Turnell Andrew and Susie Essex(2006) WORKING WITH 'DEFINE' CHILD ABUSE: The Resolution Approach,1ST edition, Open University Press UK Limited. 井上 薫、井上直美 監訳,2008 「児童虐待を認めない親への対応 リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合」明石書店
- (5) Turnell Andrew and Edwards Steve(1999) A solution and Safety oriented Approach to Child Protection Casework. =2004。白木孝二・井上 薫・井上直美監訳「安全のサインを求めて 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティー・アプローチ」金剛出版

プログラム活用の道筋と体制づくり

1. 家族支援の体制の中で

児童相談所で保護者支援プログラムを実施してゆく上では、児童相談所の業務の中にプログラムを取り入れてゆくというステップがある。プログラムを取り入れてゆくのの際して、何か「土台」のようなものが出来ていると、その上で実施できることを検討するということになって、自然にプログラムが取り入れられやすい。その「土台」とは、あるいは全国で約2割の児童相談所が設置している「家族支援チーム」もしくは「家族支援担当」のような役割をしている職員の取り組みであり、もしくは担当のケースワークの流れがシステムとして確立されている場合もある。

家族支援の全体像として、例えば担当の児童福祉司とか、担当の相談員、児童心理司の他に、第3のポジションとして親子支援チームによるチーム・アプローチで、家族支援をしていく。保護者に対しては、応援するポジションが別であり、そこと一緒に取り組むことになると、児相職員との間で対立的な関係が生まれていても、歩み寄れるようになることもある。

「家族支援プログラム」に関して、標準的なモデルが設定されていて、その中に入れる形でCSPなどを組み込むことも有効である。また、家族支援チームの機能が明確に備わっていれば、何か良いものがあれば、取り入れてみようということになる。このような状況があれば、そうでない場合に比べて、プログラムの取り入れは容易となる。

本ハンドブックで言う「プログラムの実施」というのは、以上のような流れの中で行われる必要があるということが出来る。

「支援チーム」の構成は児童相談所によって様々である。たとえば、県内の児童相談所で親子支援チームがそれぞれの所に、児童福祉司と児童心理司という2名で配置され、家族支援に関する業務を専属で行い、地域性や、ケースの数は異なっても大体基本的には同じような取り組みをしているという場合がある。また、一人の児

童福祉司が自身の担当を持つ一方で、担当でないケースに関して親子支援チームの構成メンバーとして機能すると言った仕組みを作っている場合もある

家族支援チームの有無にかかわらず、プログラムが導入されるのは、ケースワークの流れの中であると言えることが出来る。大きな長期的な方針を、家族支援チームとの協働なども含めて、全体的にコーディネートしていくのは主担当である児童福祉司ということになる。ケースワーキングの流れが明確ならば、そこに何を組み入れてゆかかという主担当の判断も、そうでない場合に比べて容易になる。

家族支援チームのような基盤があまりないところでプログラムを始めるという場合もある。簡単なところから取り入れて、どうだったかを、周りの職員と話し合ってみることが有効である。エッセンスを伝えるようなところからでも始めて見るとよいだろう。

2. ゴールが明確なプランニングとアセスメントの大切さ

問題を明確にし、プランニングのゴールを定めてゆく。ゴールとは、子どもの安全・安心な生活を実現するとともに子どものパーマネンシーを保障する形態のことであるが、見通しが変わることも無論ある。プランの中には、面接何回、面会何回等が書いてあるだけのものも見られるが、援助の方向性やそのための手法など、十分に記載されたものでなければならない。ヒストリーをただ羅列するだけでいると、ストーリーが本来の筋道からずれてゆく可能性が強くなり、アセスメントが困難となる。目指すものと現状の差からして、何が必要かというプランニングを行うのが本来の姿である。

プランニングにおいては、見通しが描けているかが問題である。プログラムが使われる過程で、どんな目的でどのようにプログラムを活用するかを保護者に伝えてゆけるかどうかは、ゴールの明確なプランニングの中で可能となる。

ロードマップが描かれ、見通しが立てられ、ゴールが定められる。数年後を見越したケースワークはプログラムを入れてゆく基盤である。流れに合った特徴を持つプログラムが組み込まれてゆく必要がある。

3. プログラムが組み込まれてゆく道筋

家族支援チームの有無にかかわらず、ケースワークの流れや家族支援の流れのなかでは、当然アセスメントが必要な時点で行われているわけであり、個々のプログラムを組み合わせるゆくえでは、保護者がプログラムを受けるのに適した状態かを判断の上で実施するということになる。

流れの中で、個々のプログラムを組み合わせるゆく場合は、相手に合わせて、どうやっていくかを見極めるのが重要である。個々のプログラムに保護者がうまく乗れないような印象が有った場合、保護者を否定的に見るのではなくて、プログラムが合うか合わないかという点をきちんとアセスメントできていないことが問題になる。

アセスメントが出来ていると、これに役立つプログラムを選択することが出来る。逆に、アセスメントできていないと、プログラムの活用上問題が生じることとなる。

4. 保護者支援プログラム実施の評価

保護者支援プログラムの実施はケースワークの流れの中であるということが共通事項であるから、その効果がどうであったかは、当然ケースワークの流れの中で、見てゆくことになる。プログラムの中には、むしろ数値化した指標で評価するものもあり、その場合効果が数字で表れるが、それでも、ケースワークの中で、プログラムを実施してどうだったかを、同時に見てゆくことになる。児童相談所のケースには、仕組みとして、担当者や家族支援担当が存在するわけだから、親にとって、プログラムを実施してどうだったかは、担当者や、共に取り組んでいる家族支援チームなどが把握していることになる。

プログラムの評価として効果判定を行ってゆくことが重要である。それは、アセスメントにおいても参考にされる。プログラムによってはそれに合った評価法が設定されている場合がある。たとえば PCIT は ECBI によって評価され、親指標も取られる。トリプル P は、SDQ をはじめとしたいくつかの尺度によって評価される。AF-CBT 及び TF-CBT は対応した評価法が定められているほか、毎回チェックインで状況把握を行う。

プログラムによっては、決まった評価尺度を求めているものもある。CRC、

MyTree、CSP は現場の感覚で判断され、クライアント個人の自己申告による評価も活用されている。

プログラムには、二通りの面がある。すなわちコミュニケーションの道具として、知っていて便利であるものと治療構造のあるものとの二通りである。後者の特徴の強いプログラムには、客観的に評価するための尺度があることが多い。

5. プログラム終了後の支援

プログラム実施後の親の状況をフォローしてゆくに当たっては、児童相談所内は主担当児童福祉司が見て行くので、家族支援担当や、プログラムの実施者は、その効果をフォローしたい場合、担当児童福祉司と経過を共有する。転出等で該当児童相談所ケースでなくなる場合は、転出先児童相談所や関係者などとともにケース会議を開催するなどして、支援を繋げてゆく。

プログラム終了後の支援は、プログラムを自分のものとして定着させてゆくプロセスである。フォローというと、単なる見守りの意味にとられることもあるが、そうではなくて、プログラムを生活の中で実践できているかどうかを見ることが重要である。

6. 組織的な運用

プログラムを組織的に活用することによって、児童相談所の中での取り組みの継続性が保てる。組織的活用にあたっては、プログラムが運用されて行く母体となる仕組みを作ることが肝要となる。家族支援チームが組織として設置されている場合も含む。特定の職員だからできる、といったものでなく仕組みとして取り組んでゆける方向性を作る必要がある。

これが仕組みとして動いている場合、新任の職員に最初の研修で伝えている自治体もある。このような場合には組織として家族支援チームが定着している状況が見られる。家族支援チームは、組織の中で位置づけられないと続かない。熱心な職員に頼ったものであると、その人がいなくなったときに動かなくなる。保護者支援プログラムの取組が組織として位置づけられているところでは、続いている。そのための取組が必要である。

コラム

児童虐待における、支援者－保護者間の 関係性形成とプログラムの個別化について

ギリシャ神話に「プロクルステスのベッド」という逸話がある。プロクルステスという悪人が、旅人に「我が家には、どんな人にもぴったりと合うベッドが用意してある。泊まっていかないか」と声をかけ、自宅に連れ込み、歓待した後、ベッドに案内した。そこには1台のベッドがあるのみ。そこで彼がしたことは、ベッドからはみ出す人は、足を切り、背丈が足りない人は引きちぎる、という残虐極まりないことであったという。

この逸話は、現代において、様々なことに例えられて使われる。たとえば、福祉において、相手が求めていることを、支援者側が用意する型にむりやりにあてはめようとする、その危惧について語る時に引用されることもある。実は、本ハンドブックにも同様の落とし穴がある。

その落とし穴とは、①プログラムとは、個々のケースに合わせてそのケースに最も合った形で実施されねばならないということ ②プログラムは支援者－保護者間の関係性が構築されていることを常に意識しなければならない（ただしそれは、導入前に既に関係が出来ていることが前提とされる場合もあれば、プログラムが進む中で、プログラムへの確かな手応えを感じ、参加意欲が高まる中で自然と関係ができてくることもある）という2点である。

現在、虐待の家族支援プログラムとして、各地で様々なプログラムが実施されている。各プログラムは、虐待の再発予防を目的として行われるのであるが、ここで肝に銘じておかねばならないのは、全てのプログラムは、参加者との良好な関係を築いた上で、実施されなければならない、という原則である。ただ実際には、プログラムが進んでいく中で、関係ができていく場合ももちろんある。また、関係性形成自体もプログラムの目的として組み込まれているものもある。いずれにしても、プログラムとは、支援者と保護者と

の関係性がその中核にあってはじめてうまく機能するものなのである。

ここにおける関係性とは、支援者と支援を受ける側の間で育まれた情緒的結びつきのことをいう。

なぜここで、あえて関係形成について論じるのか。それは、児童相談所という場所が、福祉機関として、特殊な機能を持つことに由来する。現在の児童相談所は、法に基づき、子どもとその家族に対して様々な権限を持ち、そのこと自体が、支援者と保護者の間のパワーの差を生み出している。これは、ケースワークとして、子供の安全を確保するという意味において、やむをえない部分はもちろんあるし、権限を行使することにより、保護者側に、自らの行為について気づきや反省が生まれることもあるので一概に良し悪しの判断はできない。しかし、気をつけなくてはならないのは、法的介入が、保護者と支援者の関係形成を阻害し、そのことにより、保護者が支援者に対して反感を感じ、本来プログラムが持つはずの効果を減じる、もしくは逆効果に働く危険性を持つということである。法を強制的に行使された保護者は、必ずやこころの傷を抱えていることを決して忘れてはならない。ある者は、なぜ我が子を取り上げられねばならなかったのかわからず理解に苦しむだろう。またある者は、自分のしていたことは良くないこととわかりつつ、子どもの難しい行動にどう対処すればよいのかわからず、体罰こそが唯一それに処すことのできる方法だと長年信じていたので、混乱を来し、なかなか事態を受け入れられないということもあるであろう。このような場合、児童相談所による法的介入は、保護者に対し情緒的な混乱や怒りの気持ちを引き起こすこともあるであろう。その揺れ動く情緒と向き合うところから、虐待対応はスタートするのである。

保護者支援プログラムは、保護者の養育行動の改善が大きな目的の一つになる。しかしながら、長年形成されてきた養育行動を変化させることは、誰にとっても並大抵のことではない。それは、養育行動とは、子どもが生まれてから、もしくはその前から、家族のおかれた環境を背景にして、それぞれの保護者の、感情や考え方の中で培われてきたものだからである。

また、保護者自身が虐待を受けて、歪んだ養育モデルを持ち併せしまっている場合も多い。そのように様々な背景を持って培われてきた行動を変えていくには、高度なスキルが要求される。支援者個人の経験に加えて、行動変容のための心理療法の手法がふんだんに盛り込まれている保護者支援プログラムを綿密に施行することにより、それが達成される場合ももちろん多い。

そしてこれらのプログラムは、支援者の示す態度や、支援者と保護者との関係性が、その効果に大きな影響を及ぼすことは既にわかっている。常に暖かみを持ち、保護者に対して誠実であり、彼らを承認（validation）し、彼らの養育行動からは不適切さを的確にキャッチし、その行動変容を、支援者と保護者の共同作業により、養育行動の変化を目指しながら、寄り添い続ける一貫した態度が、プログラムが本来持つはずの効果を引き出すための重要な要素となるのである。保護者が納得しないままにプログラムを行えば、保護者自身が、「支援者に自分の気持ちをわかってもらえない」「気持ちやそこに至ってしまった道筋を理解してもらえない」という、怒りやあきらめの気持ちを、支援者に対し抱くという可能性もあるのである。それは、困難事例をますます困難なものとしていってしまうことにつながるかもしれない。

行動変容を目的としたエビデンスのあるプログラムは、何らか認知行動療法の要素を含んでいることが多い。そして、認知行動療法は、セラピストとクライアントとの関係性が基盤となっており、それなくしては、決して行っただけではならない心理療法である。また古今東西、いかなる心理療法プログラムも同様のベースが必要であることを否定する人はいないであろう。家族再統合においても、支援者と保護者の関係性が形成されないまま、プログラムが粛々と行われた場合、プログラムを続けることはむしろ、有害である可能性すらあるのである。

支援の中では、どのような局面であっても、保護者への暖かな気持ちを持ち続け、寄り添い続けようとすることは、支援者と保護者との関係性を構築することにつながる。どの支援プログラムを選ぶにせよ、その基本をおろそかにしてはならないであろう。

法的介入をしながら、一方で同じ機関、さらには同じ担当者が再統合に向けていかねばならないこともあるという、我が国独特の実情を鑑みると、両者を一手に担わねばならない支援者や相談所の苦労は並々ならぬものがあるであろう。しかし、そういう中においてもやはり、支援者－保護者間の関係構築の重要性は、いかなる局面においても、常に念頭においておかねばならないことである。プロクルステスのベッドのように、養育者を、特定のプログラムという、型にはまったベッドに無理矢理に合わせることは決してあってはならない。養育行動の変容は、養育者と支援者の両者が共に歩みながら、深く考え、そこで出された結論に基づいて実践していく、それを繰り返していく中で引き起こされ、定着していくものである。そのために、様々な切り口を持つプログラムが存在している。保護者自身が、自らの行動を変えていく主体者となっていくには、個々に合ったプログラムの実施、そして、その根底にある両者の関係が確固たるものであること、もしくは、少なくともそこに向かっていることは不可欠なことであろう。法的対応と関係性の構築、その両立は、極めて困難であると感じる支援者もいるかもしれないが、それを求めることなくしては、プログラムによる、保護者の養育行動に変化を求めることは困難であることは肝に銘じておかねばならない。

ただ一方で、現実には、関係を作るのがなかなか思うように進まない場合もあるであろう。そのような時、最初から関係性が十分に構築されていなければプログラムを始めるべきではない、というのもまた、言い過ぎであるように思う。矛盾して聞こえるかもしれないが、実際には、プログラムを実施する中で、関係性が構築され深まっていく場合もある。それは、プログラムの中に、関係性形成を意識した要素が組み込まれている場合には特にそうである。また、そのようなことを特に意識をして作成されてはいないプログラムであったとしても、保護者がプログラムを受けるとき、それが自らの養育の助けになることを実感し、その結果、自分の問題に気づくこともある。もし保護者がそこまで達することができれば、(内心) 困っていた問題が自ら解決できるようにもなり、プログラムの効果を実感できるようになるのである。

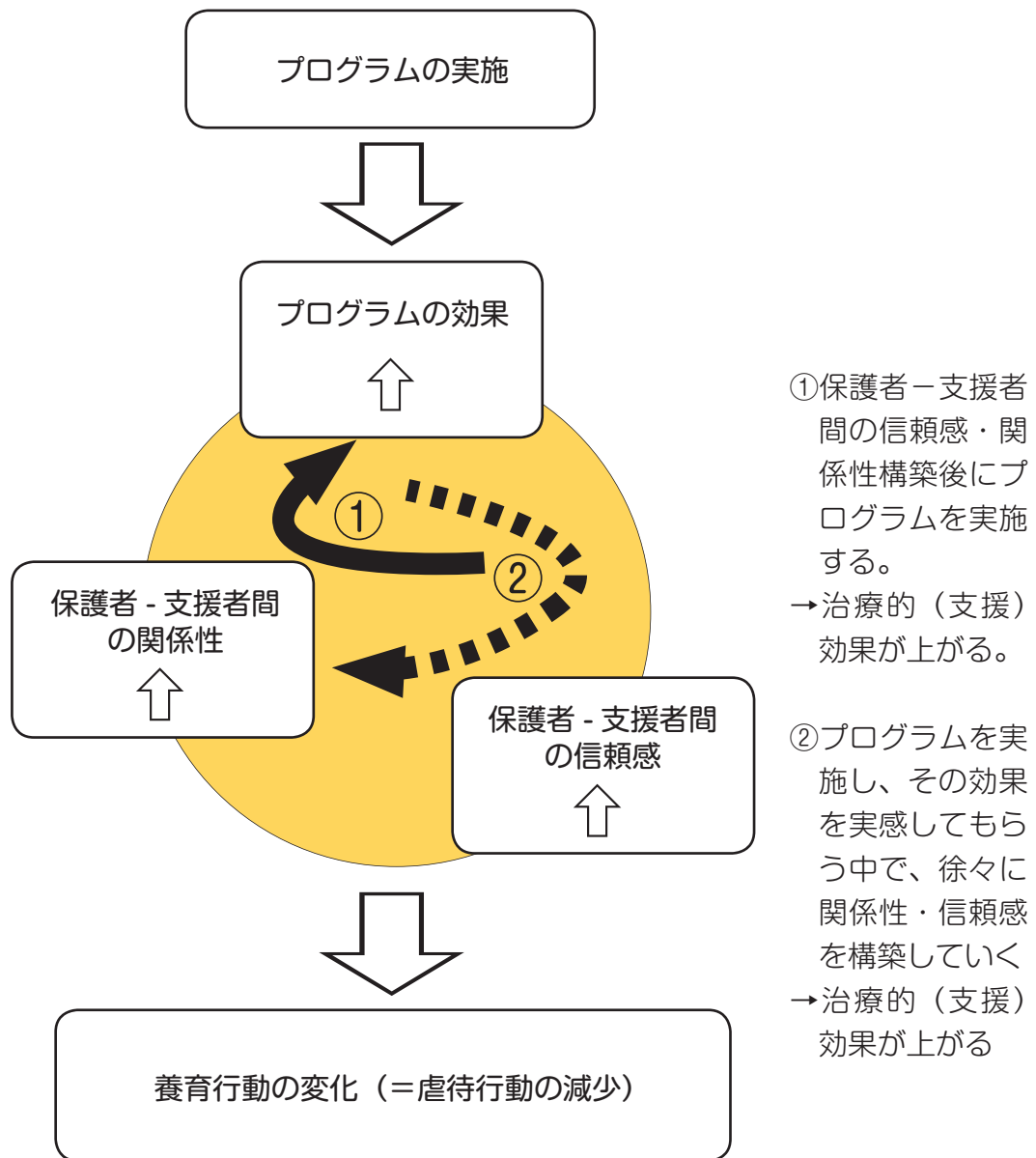
ろう。それはとりも直さず、それを実施する人間やそれを彼らに勧めた支援者に信頼を寄せることにつながる。そのことが、保護者－支援者間の関係性形成や信頼感を深め、保護者の養育行動を改善し、虐待的行動を減らすことになる場合もある。

これらの前提の上で適切に実施されたプログラムは、いかに効果を発揮していくというのが原則とする考え方であるべきなのであろう。これらの関係を簡略化して下記の図に示す。

保護者－支援者間の関係を形成した後にプログラムを行うのか、プログラムを行ってその効果を実感してもらうことにより、関係性を構築し、さらに深めるのか、どちらの方法がより適切であるのかは、ケースによりけりなのであろう。しかし、どちらが先だとしても、支援者が、保護者との信頼感・関係性を形成し深めることを意識することは、支援のいかなる段階においても、一貫して忘れてはならないことであるのは言うまでもない。

*本パートは、国立精神・神経医療研究センター・認知行動療法センター長の大野裕先生に一部ご助言をいただきました。大野先生には、心より感謝申し上げます。

図3. 保護者支援プログラムの実施を養育行動の変化に結びつける2つのプロセス



原則は①だが、場合によっては②であっても良い。

各論：各プログラムの活用－課題と工夫の現状－

はじめに

本章では、各プログラムの運用にあたっての課題や留意点などに触れてゆくが、その前に、日本全体としての状況をふまえておくために、全国児童相談所の保護者支援プログラムの取り入れ状況を概観する。

保護者支援に関して、プログラムを行っているか他の方法を取っているかについて表2に示す。特定の方法のプログラム等を実施している場合が半数を超えた。厚労省マニュアルでの対応、自治体独自のマニュアルがそれぞれ3割台であった。保護者支援プログラム実施などの取り組みがしにくい理由は人手や時間の不足が主なものだった(図4)

導入しているプログラムの名称について図5に示す。コモンセンスペアレンティング(CSP)が44.0%で最多、サインズオブセーフティアプローチ(SoS)が26.0%でそれに次ぎ、精研式ペアレントトレーニングは13.0%であった。

プログラムが取り入れられていった様子を年次推移で表すと、図6になる。15年前より取り入れられ始め、最近数年の伸びが著しい事が分かる。プログラム実施上の課題について質問紙に自由記載されたものの内容を図示してまとめると、図7のようになる。

表2

貴所の児童虐待事例の再統合等に当たっての親支援について、以下に当てはまるものがありましたら、いくつでも○をつけてください。

1	75 (36.2%)	厚労省手引きなどを参照しつつ対応するにとどまっている
2	13 (6.28%)	各児相独自のマニュアル等がある
3	69 (33.3%)	各自治体独自のマニュアル等がある
4	116 (56.0%)	特定の名称の援助技法や親プログラムなどを実施している
5	19 (9.1%)	各所での独自の事業を実施している

図4 取り組みが展開しにくい理由

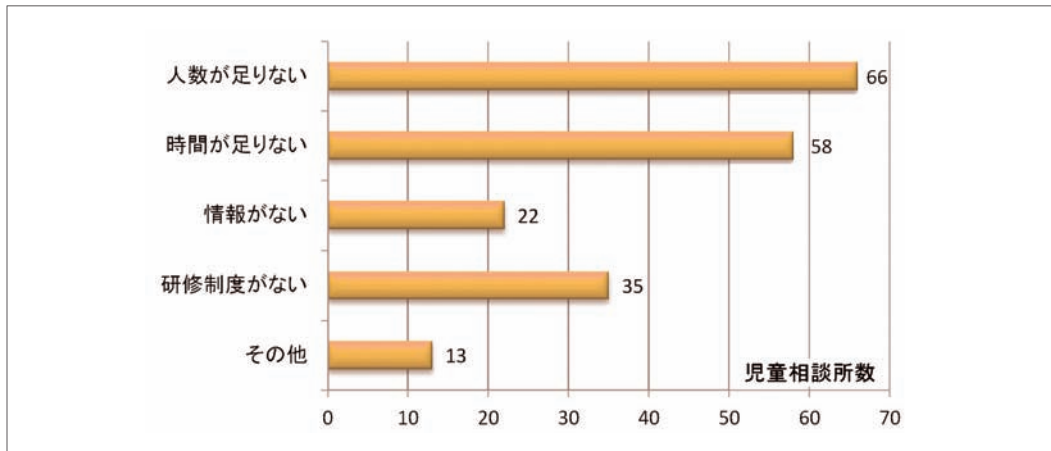


図5 取り組んでいるプログラム

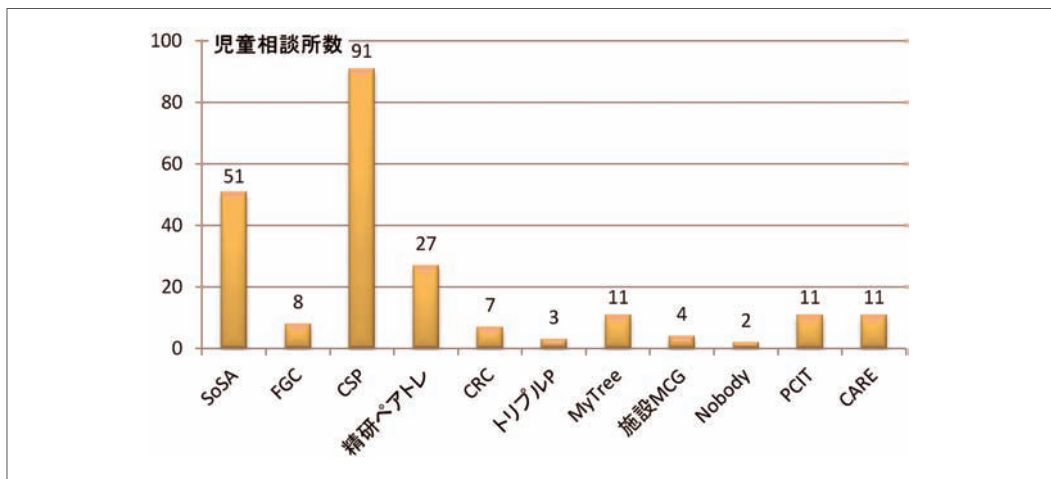
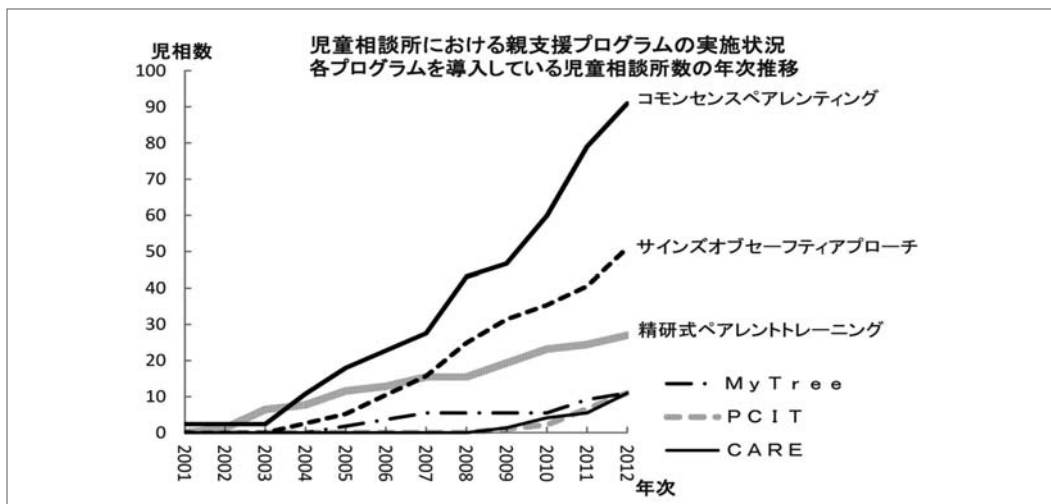
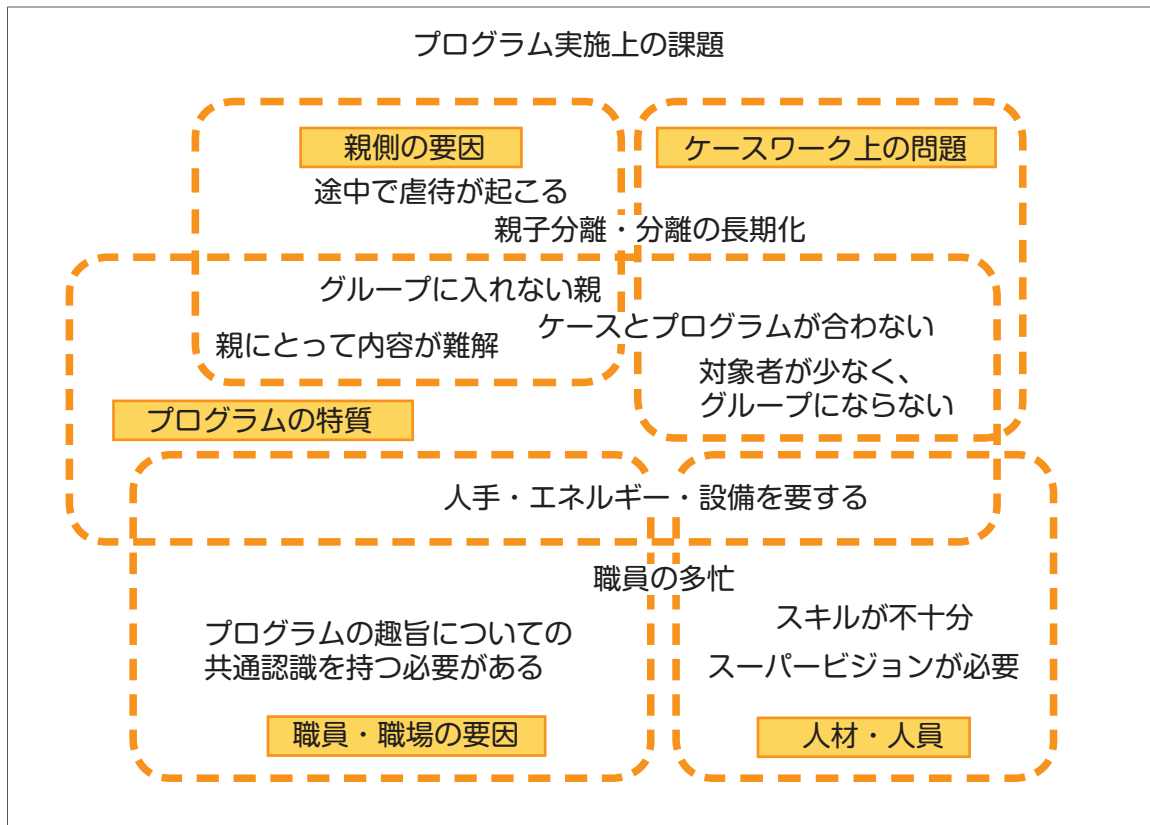


図6





これらを踏まえ、それぞれのプログラムにおいて、実施上の課題と解決のための工夫などを、実際に取り組んでいる児童相談所に聞き取り調査を行って明らかにした。以下、プログラムごとに聞き取り調査によって明らかになった点について表にまとめてゆく。実際に行ってゆく上で起こる問題にどのようなものがあり、どのような解決法が工夫されているかを描き出すことによって、具体的に実施してゆく上でのイメージが作られ、また何か困ったときの解決策として、ご参考になれば幸いである。サインス・オブ・セーフティー (SoS) は、正確には「プログラム」ではないが、活用のための工夫が記されているというふうに、ご理解いただきたい。お示ししている表は、そのプログラムに関して、聞き取りを行った児童相談所で、どのような考え方でやっているかという内容となっているが、そのプログラムに限ったことではなく、いろいろなプログラム実施のために共通して参考になる考えかたも含まれているように感じるので、取り入れを検討中のプログラムのみならず、いろいろなプログラムについて通読していただいても、参考にさせていただける点が多いかもしれない。

プログラム名：サイنز・オブ・セーフティ・アプローチ (SoS)

プログラムの簡単な解説：

(SoS は、プログラムでなく、ソーシャルワークの考え方である)

オーストラリアの児童保護の現場から生まれ世界各国で活用されている子ども虐待対応の手法。当事者である親と子どもが、主体的に安全な生活を築くためのアプローチ。子どもの安全が実現するための具体的な手法について、現場の良い実践の積み重ねを体系的にまとめている。家族の持っている安全性の側面(強み)、支援者と親がパートナーシップを築くこと、安全とリスクをバランス良くアセスメントすることなどに関して、1999年には12の原理と6の技法にまとめている。現在も、現場の良い実践を積み重ね、日々成長している手法である。日本の実践も世界にシェアされていて、若手の良い実践や丁寧な仕事ぶりが評価されている。

プログラムの実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	講演会や研修会に参加する。実践者の勉強会が定期的に行われている。
指導者資格が必要な場合はその取得方法	国際的にはトレーナーの資格がある。国内では、勉強会に参加しているメンバーを中心に無償で活動している。
プログラムを学ぶのに必要な費用	児童虐待の最善の実践を共有する目的で、年に1回、創始者のひとりのアンドリュー・ターネルを国内に招き、2日間の研修を行っている。例年、参加費は2万円前後である。
プログラムを実施するのに必要な費用	特になし
教材・参考文献・問い合わせ先	児童虐待を認めない親への対応 アンドリュー・ターネル スージー・エセックス 明石書店 安全のサインを求めて アンドリュー・ターネル スティーブ・エドワーズ 金剛出版 ソーシャルワーク研究 39-1~4号内 講座 サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 菱川 愛 相川書房

プログラムの実施

<p>プログラムにかかる時間や期間</p>	<p>ケースワークの考え方なので、実施のために特別に時間を用意するという事はない</p>
<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<p>○ソリューション・フォーカスト・アプローチの考え方を取り入れているため、解決像のビジョンを持って、それに向かっていくのが基本的スタンス。解決のために、家族がどんなことに取り組むべきなのか、具体的で実効可能なプランを家族とともに考えるので、家族にとっても取り組みやすく、実行可能性が高まる。また、支援されるべき弱い家族から脱却し、主体性を回復させることができる。</p> <p>○保護者と、「子どもに何が起きることが心配なのか、それが起きないようにするために、どんなことが必要なのか」を共有できることで、根拠のない保護・措置期間の延長や、あいまいなままの引き取りにつながることを防げる。</p> <p>○家族にいいところがあれば、子どもを返してしまうというふうに誤解されることがある。SoSは、まず、子どもの安全のために何が必要なのかを正確にアセスメントする。その上で、家族のいいところが、どう子どもの安全につながってゆくのかというところをシビアに見てゆく。たとえば、親に「思い」があるとき、実際にそれはどのような行動として子どもの安全につながってゆくのか、親が自らできないことは何で補うのか等、行動レベルで実際何ができているかを見てゆくものである。</p> <p>○職員が SoS を知り、職員間のよりよい実践を教えてもらう対話 (AI) の文化が根付いてくると、そのパラレルな変化として、児相職員が保護者と対話する内容もシンクロして変化してゆく。子どもの危害の洗い出しや家族の強みを引き出す質問として援助者を通して、家族に投げかけられていく。</p> <p>※ AI = Appreciated Inquiry 理解的問いかけ かわりの中で役にたったこと、大切なことは何かを教えてもらう質問。</p>
<p>プログラムのねらい や意義</p>	<p>子どもの安全（子どもに起きた危害が再発しないための仕組みづくり）を実現することを目的としたソーシャルワークの考え方</p>

<p>実施しての効果などの状況</p>	<p>ヒアリングした児童相談所では、児童の安全を守るしくみについて、どのような事例でも緻密に話し合われる。結果、SBS(揺さぶられっ子症候群) や性的虐待などの重傷事例で、通常長く分離が判断されるケースについても、安全性が確認できるため、早期の家族再統合がなされる。家族自ら考えることで、継続性の高いしくみができる。そのため、子どもの安全がより長く持続する。ケースワーカーの専門家としてのアイデンティティが確立され、仕事への満足度・役割への自信などが向上する。バーンアウトを防止し、家族と前向きに協働するモチベーションが維持される。</p>
---------------------	--

プログラムと児相との関係

<p>プログラムの児相業務の中での位置づけ</p>	<p>○ヒアリングした児童相談所では年 11 回全職員参加希望者対象に半日の研修を行っている。児童福祉司だけでなく心理司や里親担当も参加対象となっている。 ○ヒアリングした児童相談所では家族支援チームが中心となって、困難事例のコンサルテーションや SoS 研修の進行などを行っている。 ○ケースワークのいい実践についてシェアしたり、面接で一緒に入った職員が「ここ良かったね」と言ったりする姿を職場内で見かけることは多い。よかったところについてのプラスのフィードバックがあるので、無力感で終わることはない。</p>
<p>プログラムについての児相職員からの評判</p>	<p>職員同士のコミュニケーションの取りやすさの向上につながっている。担当ケースワーカーがどのようにケースを見立てているのか、親に児相の心配をどのように伝えているのかを、SoS の考え方を土台にしたり、「デンジャーは？」などの共通言語を使うことで短時間で理解しあえる。ケースカンファレンスのプレゼン時間が短時間でも有効に使える。AI 風土もコミュニケーションを円滑にしていると思われる。</p>

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

<p>プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など</p>	<p>ヒアリングした児童相談所では、研修体制の確立と継続に力を注いでいる。有用性を所に理解してもらうため、初期の家族支援チームは、難しい事例に積極的に貢献してきた。困難事例での成功を積み重ねていくことで職場内で承認を得ることができ、現在の充実した研修体制につながっている。</p>
---------------------------------------	--

プログラムを実施するに当たっての準備など

<p>人員や時間の確保について</p>	<p>○ヒアリングした児童相談所では、まずは5月ごろから始まる SoS 入門研修を学びの場として提供している。新人職員や、異動してきた職員を対象としている。SoS の基本的な考え方を、半日×3セッションかけて伝えている。これまでは外部講師を招いて行ってきたが、平成22年度からは、所内の職員が講師を担えるまでになっている。新人職員も1年目から地区担当の児童福祉司となる。不安も多いが、SoS を土台に実践を積み重ねることができている。</p> <p>○ヒアリングした児童相談所では、SoS での実践を深く積んでいる職員を中心に児童福祉司と児童心理司の混合で構成された家族支援チームがある。家族支援会議の運営、研修の企画、ケースワーク上のアドバイスをする役割であったり、困難ケースに家族支援担当としてかわり、担当者をサポートしている。</p>
<p>サポートやスーパービジョンをどのように行ったか</p>	<p>○所内向けのサポート(ヒアリングした児童相談所) 年に11回東海大学の菱川氏をお招きしている。全職員参加希望者対象で2時間の研修。菱川氏がケースをファシリテートしアセスメントする。エッセンスを伝えたり、議論を参加者に投げかけることで、参加者のアセスメント力、家族の力を引き出すケースワーク力を伸ばしている。SoS の枠組みでケースワークをアセスメントし、支援プランを立てる目的で、週に1回1時間半の枠で家族支援会議を行っている。各担当者がケースの進行で迷ったり、確認したいときにその時間を使って検討する。臨時で行うこともある。担当者と家族支援チームのメンバー数名が参加し、ケースをアセスメントしている。</p> <p>○家族支援チームへのスーパービジョン(ヒアリングした児童相談所) 菱川氏に年に6回所内家族支援会議のスーパービジョンを依頼。家族支援チームのファシリテート力の向上を目的としている。ファシリテーターの良かったところや今後の課題について取り上げ、職員同士も話し合う。</p>

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	ヒアリングした児童相談所では、どのタイミングでも導入可能。
親のモチベーションが不十分な場合	プログラムへのモチベーションは関係ない。子どもへの思いや引き取りへのモチベーションが低い場合には、新しい家族の形に向かうモチベーションにつなげていく。
引き取り目標の親の場合	とても向いている。親の引き取りたい気持ちを支点として話し合いへの動機づけを行っていく。
プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき	ヒアリングした児童相談所では、子どもを預けたまま連絡が取れないなど、物理的に話し合うことができないときにはケースワークが停滞することがある。

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	ヒアリングした児童相談所では、うつや統合失調症などの、病名を問題にすることはしない。そのことが子どもの安全にかかわってくるのであればそれを話題にし、子どもの安全について話し合っていく。
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	特になし
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	ヒアリングした児童相談所では、解決のイメージを共有するために保護者にとってわかりやすい面接となるよう工夫する。児童相談所が心配している事を絵と文字を使って説明しているケースもある。
途中で虐待発生の時（具体例など）	状況の変化に応じて「子どもの安全の仕組み」を修正していく。

運用の実践面での課題

プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	SoSでは、ケースワークに対する姿勢や考え方については、用いるすべてのケースワークに共通するもので、部分・全体という活用でなく、土台のようなものといえる。そのうえで、ヒアリング児相では、質問の仕方、スリーハウスやセーフティーサークルなどのツールはひとつのケースにすべて使うというものではなく、その家族に必要なものだけ使っていく部分活用のスタイルをとっている。
--------------------------------	---

効果の維持について

<p>プログラムの効果を持続させる工夫</p>	<p>虐待の再発を予防する、すなわち子どもの安全を守るという効果を持続することを目的としたケースワーク技法である。そのため、SoS の考え方でケースワークをすることが持続につながると思われる。</p>
-------------------------	--

活用に関する質問紙調査の結果

配布数 51 回収数 30 回収率 58.8%

<p>1. サインズオブセーフティーの手順や道具などのうち、どの部分が役に立ちますか。その理由</p>	<p>SoS がどのように活用されているか把握するために、それを引き出しやすい質問を設定した。 役に立つ部分 (回答児相数) / その理由…回答児相数 スリーコラム (15) / 共通理解、情報の共有、同じ視点…7 問題の整理、見える化、具体的でわかりやすい…8 強みも見られる…1 スリーハウス (14) / 分かりやすく具体的に状況を確認できる、子どもが話しやすい…10 子どもの心情がわかる (支援者が、親が)、子どもが気持ちを整理できる…4 スケール (5) / 感じ方や考え方を整理できるので、子どもや養育者に伝えやすくなる プランニング (4) / 関係者同士 (家族と職員、職員同士など) の理解…2 家族が主体という責任感、共同作業…2 ワーズ&ピクチャーズ (6) / 子ども自身の理解 (問題, 状況, プランなど) …4 共同作業 (保護者、子ども、支援者、親族等) で、今後を共有してゆける…3 マッピング (4) / 分かり易く客観的に整理できる…3 共有して確認できる…2 ゴール (2) / ゴールを明確に考慮できる</p>
---	---

<p>2. サインズオブセーフティーによる取り組みを通して、保護者と児童相談所職員との関係が良くなった経験</p>	<p>共有、協働、共通認識が持てた…12 強みやうまくいっていること、努力していることを認めた…7 見通しが持てる…4 ゴール、見通しが持てるようになった…4 関係が特によくなったわけではない、スムーズに運べたとはいえる…4</p>
<p>取り組んだことで、親との関わりにマイナスに働いたのではないかと感じたこと思い当たる原因</p>	<p>リスクの扱いがおそろかに…2 安全、危険といった言葉に親が反応した…3 保護者と児相のあいだの考え方の違い…3 自分たちで考えられない親…2 メンタルや発達障害の親…2 特になし…12 (SoSが適切に活用されていない事例を捉えてみようという意図の設問だったが、考え方自体がマイナス効果をもたらすとは考えにくい、設問の意図は？という回答もあった)</p>
<p>3. 職員同士で実践について話し合うことがありますか。どのようなことを話し合ったか。</p>	<p>良かった点改善点について話し合う…4 (AIの状況を見ようとしたので、以上の4件が行っていることができる) どのように取り組んでゆこうかといった内容の話し合いをする…22 特に話し合うことはない…2 ○ SoSでいうAI(Appreciated Inquiry 役に立ったことなどを教えてもらう)の実践状況を把握する意図であった。その意味で実践しているという回答は4件であった。</p>
<p>4. サインズオブセーフティーに取り組む上で、職員へのサポートやスーパービジョンをどのように行っているか。</p>	<p>職員同士でサポート、研修会、検討会など…16 スーパービジョンを受ける…7 特になし…5</p>

<p>5. サインズオブセーフティーは児童相談所のケースワークに役に立っていると感じますか。</p> <p>0：児童相談所のケースワークに役に立っていない</p> <p>10：役に立っていて児童相談所のケースワークの要になっているとした数字：</p> <p>その数字を選んだ理由は何ですか。お書きください。</p>	<p>選んだ数字 (回答した児相数) / 理由…回答した児相数</p> <p>10(1) / ケースワークの要になっている…1</p> <p>8(2) / 県下児相と管轄市町村における共有率から考えて…1 安全のポイントをぶらさずに関係機関の連携が図られる…1</p> <p>7(12) /</p> <p>取り組む人が一部でしかない…4</p> <p>取り組む場が一部に限られている…3</p> <p>児相の意志決定のシステムに組み込まれていない…2</p> <p>双方向の理解が可能となる…3</p> <p>6(6) /</p> <p>取り組んでいる人が少ない…2 取り組むケースが限られる…3</p> <p>組織で取り組む段階に行かない…1</p> <p>5(4) /</p> <p>限られた職員…2 限られたケース…1</p> <p>SoS 以外のソーシャルワークの手法も必要だから…1</p> <p>4(2) / 周知が途上…2</p> <p>3(1) / 職員に余裕が無く使いこなせない…1</p>
<p>児童相談所全体としての取り組みになってきた場合、どのようにして理解を得ていったか</p>	<p>全体の取り組みにはなっていない…9</p> <p>研修を行ってきている…4</p> <p>理解されてきている…3</p>

プログラム名：ファミリー・グループ・カンファレンス (FGC)

—— 家族支援の取り組みへ（「家族支援プログラム」に）組み込まれた形として

プログラムの簡単な解説：

子ども虐待等における危機介入の中で「家族の参画と家族の意思決定」を支援過程の中核に据えるソーシャルワークモデル。したがって、支援プログラムという位置づけはなじまない。拡大家族や友人・知人といったインフォーマルネットワークの潜在的能力を活用し、それらがソーシャルワーカーを始めとする専門職とともに、子どもの安全、健全な養育を確保するために養育の主体、場所、そのあり方等の必要事項を話し合う会議。ニュージーランドではFGCが実施されることが法律により規定されており、公式の会議として位置づいている。諸外国で積極的な実践が展開されているが、必ずしも法に位置づいているものばかりではない。また、当事者だけの話し合い時間が確保されている形のミーティングはFGCとされるが、ファミリータイムのない当事者参画型のミーティングも実践されており、アメリカではFTDM(Family Team Decision Meeting)などと表現されている。いずれも、当事者参画がキーワードであり、日本型の実践の展開が期待される。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	先進事例の視察などによって学ぶ。
指導者資格が必要な場合はその取得方法	資格は特にない。
プログラムを学ぶのに必要な費用	費用を徴収する研修は設定されていない。
プログラムを実施するのに必要な費用	担当スタッフ等の人件費 一般的な用具を準備する費用など

<p>教材・参考文献・問い合わせ先</p>	<p>Connoly, Marie and McKenzie, Margaret (1999) Effective Participatory Practice, Aldine De Gruyter 高橋、澁谷、森他訳 (2005)「ファミリーグループ・カンファレンス 子ども家庭ソーシャルワーク実践の新たなモデル」有斐閣 「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合(代表 高橋重宏)「ファミリーグループ・カンファレンス 子ども虐待への新たな家族支援」(2008-2010) 報告書 テキスト DVD 林 浩康 (2008)「子ども虐待時代の新たな家族支援」明石書店 林浩康 鈴木浩之編著 (2011)ファミリーグループカンファレンス入門 子ども虐待における「家族」が主役の支援 明石書店</p>
-----------------------	---

プログラムの実施

<p>プログラムにかかる時間や期間</p>	<p>必要があるもしくは実施が効果的であると思われるタイミングで行われる。現状では、限られたケースに試行的に実施しているというのが現実。ミーティング自体は、支援の節々で行われるが、子どもの生活の場を話し合う場面、家庭引取りについて話し合うなどの重大な局面で行われることが多い。ミーティング自体は2時間以上かかることが多い。また、ファミリー・グループになる人々との連絡調整など、相当の手間ひまの必要な実践である。</p>
<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<p>FGCの特徴の一つは、従来の3親等に限らない家族、親族、友人なども含めてファミリー・グループが主役を担うということである。これまでの家族の認識にとらわれないインフォーマルなネットワークを構築し、そこにある潜在的な力を問題の解決＝虐待の解決に動員していくこととなる。主役は家族なので、家族が話し合い、時には家族、ファミリー・グループだけでの話し合いによって、子どもと家族の行く末を話し合い、意思決定過程に参画する。FGCはおおむね次の通り展開される。①アイスブレイク、②情報共有、③ファミリータイム、④合意形成、⑤クロージングである。FGCは家族・ファミリー・グループのインフォーマルなネットワークを構築し、それぞれが持っている潜在的なパワーを子どもの安全・安心そして、親子関係の再構築に結び付けていくのである。FGCは主役である家族がファミリー・グループとのつながりを再生し、専門職をパートナーとして活用し、自ら意思決定していくための枠組み、といえるだろう。</p>

<p>プログラムのねらい や意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家族自身の自己決定に向けた支援(エンパワメント) ○インフォーマルネットワークの構築 ○子ども自身の意思決定への参画 ○子どもの安全・安心な生活の確保
<p>実施しての効果など の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者参画による支援のあり方としてのひとつの形態。主体者として家族が尊重され、子どもの生活のあり方が決められていくことで、家族の意思決定が具体化される。意思決定に家族自身が責任を持つことで、子どもにとってのより良い決定、永続的な安定した生活環境により近づいていくことになる。 ○また、子どもを支援するネットワークや、時に養育者が拡大されることで施設養護以外の生活形態の選択肢が広がる可能性がある。 ○FGCのプロセスにより家族がエンパワメントされていく。

プログラムと児相との関係

<p>プログラムの児相業務 の中での位置づけ</p>	<p>家族支援の考え方について：家族支援や、親子支援チームのあり方については児相業務にすでに位置づいており、職員が児童相談所に着任すると研修等によって周知が図られる。FGCについては、所全体で共有されている実践とまでは言えない。まだ、限られたケースへの支援という域を出ていない。</p>
<p>親子支援チームの位置づけ</p>	<p>引き取りや、家族関係再構築などを専属で取り組むのが親子支援チームという位置づけである。引き取りまでのプランを家族、子ども、担当者と作成したり、親子関係の評価をしたり、親や親族を入れたミーティング（合同ミーティング）の進行や記録をしたりする。ミーティングでは、子ども虐待対応の様々な場面で、ファシリテーターとしての役割を担う。いずれも、児相の行うチームアプローチの中で職責を果たす。親子支援チームだけが担当を担うことはない。</p>

<p>プログラムについての 児相職員からの評判</p>	<p>親子支援チームの存在、子ども、家族を主体とした当事者参画型のミーティングは「合同ミーティング」として定着しているが、FGCの支援、特に、インフォーマルネットワークの構築、ファミリータイムの実施、当事者による意思決定は、ごく限られたケースに適用しているというのが実態である。当事者参画型のミーティング自体は、それ自体が子ども虐待ソーシャルワークにおいて、不可欠なものと考えられていると思う。</p>
---------------------------------	---

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

<p>プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など</p>	<p>県全体で、親子支援チームというものが、十分に認知されており、取り組みにはいろいろなやり方が組み合わされていく。親子支援チームに配属されると、研修が確保されており、仕事の内容や意義について理解を深めることができる。全県に渡るこういった状況が整うに至った時期には苦労があったと思われるが、現在は考え方や方法論がある程度認知され、定着してきている。</p>
---------------------------------------	--

プログラムを実施するに当たっての準備など

<p>人員や時間の確保について</p>	<p>設定されたカンファレンスに対して、相応の人員や時間の確保が必要である。 人材育成：新人研修の一環としてのトレーニングがあり、家族支援の全体像を学ぶ。当県（ヒアリング対象例）では、福祉職採用を行っている。</p>
<p>サポートやスーパービジョンをどのように行ったか</p>	<p>仕組みの中で、職員同士の交流やアドバイスが行われる。</p>
<p>機材の調達が必要だった場合</p>	<p>特段の機材はないが、例えば、ホワイトボードマーカーなど、通常必要になる物品が万が一ない場合などに気を遣う（特に出張で行う場合など）。</p>

プログラム実施上の問題

親の状況

<p>このプログラムに向いていると思われる保護者</p>	<p>向き不向きではなく、すべての家族に等しく機会が提供されなければならないもの。しかし、実際は親族が協力的になってくれて、親族のサポートが有効に働くことが予測される場合、あるいは、子どもの安心・安全のためにきちんと応援してくれそうな親族がいる場合が多い。</p>
<p>導入のタイミング</p>	<p>ソーシャルワークの中で判断される。担当者は援助方針会議の中で、FGC等のミーティングの進め方を提案する。FGCを含めた合同ミーティング(当県の造語、家族を含めたいずれかの話し合いを包括的に呼ぶ)は、ミーティングの運営により中立的な立場にある者がファシリテートすることが有効であるため、親子支援チーム(福祉職1名、心理職1名からなる家族支援チーム)が支援チームに加わることが多い。</p>
<p>導入はソーシャルワークの流れの中にある。</p>	<p>全体のコーディネートをしていくのは、主担当の児童福祉司である。</p>
<p>親のモチベーションが不十分な場合</p>	<p>モチベーションを構築することも支援。指導的な対応は、一方で家族を無力化することもある。家族・子どもが、いかに主体者となる支援を展開できるかが鍵となる。当事者参画はそのためのキーワードであり、FGCはそのことを追求していった場合のひとつの到達点といえよう。</p>
<p>親に対して甘くなることと引き取りの焦りに関して</p>	<p>家族のストレングスに焦点を合わせるから、子どもの安全について「親に対して甘くなる」ということでは決してない。子どもの安全に焦点を合わせ続ける実践モデルが必要である。FGCでは、情報共有の段階で「子どもに起きた心配なこと」を率直に共有する。そして、そのことの解決の方法として、ファミリー・グループがいかに関与すればよいのか話し合うのであり、その結果が不十分であると判断されれば、児童相談所等から更なる検討が求められるのである。</p> <p>※ 情報共有段階では、サインズ・オブ・セイフティー・アプローチのマッピング等によって対話が進められることが多い。</p>

<p>引取り目標の共有</p>	<p>現行のシステムでは、司法が関与することは例外であり、そのため、児童相談所が危機介入、指導・支援、評価、家庭復帰、指導終結等の一連の流れと、その時々判断をしていかなければならない。保護者には、親子分離された場合の家庭復帰までのシステムとルール、ガイドラインを示さなければならない。当県の場合は、段階的な親子交流の枠組みと、その段階がどのように進展するか「支援プラン」としてフロー図等に示すことが多い。これは、児相が家族に課題を一方向的に示すのではなく、あくまで家庭引取りに至るまでの評価の仕組みを示すものであり、本来は司法の枠組みの中で示されるものかもしれない。この枠組みの中で何をするのかは、家族が考えていくことであり、安全を構築するのも家族である、児相等はこの枠組みの中で家族の取り組みを支援していくこととなる。</p>
<p>プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき</p>	<p>現状では、FGC 自体を行うのが限られたケースであるため、FGC がなじみそうなケースで行っている。今後、より多くのケースに導入した場合には、なじまないケースもあるかもしれない。特に、FGC のひとつの目標としてファミリー・グループの拡大がある。「誰か、子どもの支援に関わってくださる方はいますか」と聞くと、多くの家族は「そんな人がいたら、とっくに頼んでいる」と答えることがしばしばである。しかし、ここから「家族を拓く」ことこそが FGC である。虐待には「孤立の病理」があることを踏まえれば、ここをぜひとも乗り越えたいのである。したがって、合う合わないというより、支援上の課題と理解することが大切であると思う。</p>
<p>親が希望したタイミングで丁度よく実施されるクールがないとき</p>	<p>特に、クールという制限はない。</p>

親側の要因

<p>親にメンタルの問題があった時（具体例など）</p>	<p>カンファレンスが続きにくくなった事例はある。</p>
<p>親との日程調整の苦慮について（具体例など）</p>	<p>人数が大勢なので、日程調整は大変である。</p>

内容が親にとって難解なとき(具体例など)	カンファレンスの意義の理解を確かめながら行う。ホワイトボードにまとめながら進められるため、比較的理解はスムーズである。
途中で虐待発生の時(具体例など)	アセスメントを行って、個別事例ごとに判断する。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について(具体例など)	FGCに限らないが、臨機に対応を変更している。FGCの枠組みで進めようとしたが、ファミリー・グループが集まらなかったり、ファミリータイムを実施しようとしたが、家族間の葛藤が強く話し合いに至らなかったりすることはある。また、子どもの参加についても慎重に判断せざるを得ないケースも少なくない。
グループを作れるほど人数が集まらないとき(具体例など)	1 ケース単位の取り組みである。
グループに合わない人が出てきたとき(具体例など)	1 ケース単位の取り組みである。
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	アメリカのFTDM(Family Team Decision Meeting)のようにファミリータイムを行わない実践もあり、FGCの多様化が進んでいる印象がある。法定の枠組みのなかでのFGCはわが国にはなじまず、日本の現場に適応するFGCを構築していく必要はある。部分活用という以前に、改定FGC、M-FGCである。部分活用として何が有効なのかは慎重に判断したい。
その他運用上の問題	児童相談所に合うFGCを展開していくことが課題である。FGCに限らずファミリーグループを拡大すること、当事者の参画・自己決定などは子ども虐待対応では共通の課題である。

効果の持続について

プログラムの効果を持続させる工夫	カンファレンスの中で、アフターフォローをしていくことを確認する。家庭引き取り後に転出するような場合は、家庭引き取り前から転出先の児相や関係者がミーティングに参加し協働しながら支援を引き継いでいくこともある。
プログラム終了後起こる問題	家庭引取後に家族のモチベーションが低下しないよう、家庭引取りが新たな始まりだということを家族と共有することが大切である。また、児童福祉司指導としてモニター等を義務付けることも大切である。

コラム

ファミリーグループ・カンファレンスの可能性

ニュージーランドに起源を持つファミリーグループ・カンファレンス（以下 FGC）は子ども虐待対応等において、その有効性が認められ世界的な拡がりを見せている。わが国にも近年紹介され、一部の児童相談所では試行的な実践が始まっている。しかし、その拡がりには、本研究の調査結果にあるように、いまだ一部の試行的実践の範囲を出ない。児童相談所における子ども虐待対応において、FGC が拡大していく可能性を考えたい。

FGC とは、子ども虐待等における危機介入の中で「家族の参画と家族の意思決定」を支援過程の中核に据え、拡大家族や友人・知人といったインフォーマルネットワーク（ファミリーグループ）の潜在的能力を活用し、専門職とともに、子どもの安全、健全な養育を確保するために、養育の主体、場所、その支援のあり方等を話し合う会議、そのプロセスをいう。一般的にはコーディネーターの役割を担う者が、子ども、家族と相談しながら FGC に参加してもらうメンバーを開拓していく。そして、カンファレンスは①アイスブレイク、②情報共有、③ファミリータイム、④合意形成、⑤クロージングと進む。①アイスブレイクは文字通り、参加メンバーが緊張を解き、話し合いに備える段階であり、それぞれの文化に応じた準備がある。②情報共有は家族、専門職がそれぞれ持っている情報を共有することで、子ども家族が意思決定に参画できるようにする。③ファミリータイムでは、関係専門機関を除いたメンバーだけで話し合いが行われる。④合意段階では、再び関係専門機関が加わりファミリータイムの結論を児童相談所が求める条件、意向等と照らし合わせながら子どもの養育の主体、生活の場、支援計画などを立案する。⑤クロージングでは、困難な作業に取り組んだことをねぎらい、敬意を払いつつ終了となる。

FGC を構成する要件として特に大切なものは、一つ目として、ファミリー

グループを開拓することである。虐待対応の実務を担うすべてのソーシャルワーカーが思うことは、家族を支えるインフォーマルなネットワークを構築することの難しさである。多くのケースでは、親族等に連絡を取ることも強い拒否にあうことが珍しくない。しかし、子どもの安全を作っていくことにおいて、インフォーマルなネットワークを構築することはきわめて重要なテーマである。FGCでは、インフォーマルなネットワークをいかに拡大していくのかということそのものが実践の課題として位置づいており、実践的な蓄積がある。もちろん、ニュージーランドのように法的な位置づけがある国との実践の相違はあるが、「家族を拓く」という課題は同じである。

二つ目は、最初から最後まで子どもの参画が保障されていることである。もちろん、ケースによっては子どもが参画できないこともあるがそのための多様な参画の方法が用意されている。

三つ目は、当事者だけの話し合いと、子どもの生活の在り方についての意思決定に子ども、家族が関与することである。意思決定ができる範囲は、自ずとその国の制度とケースの状況によって決まってくるだろう。大切なことは、重大な決定が誰かに決められたということではなく、子どもも参画して家族自身が決めたというコンテキストである。なお、当事者だけでの話し合い時間が確保されている形のミーティングはFGCとされるが、ファミリータイムのない当事者参画型のミーティングも実践されており、アメリカではFTDM(Family Team Decision Meeting)などと表現されている。

FGCの実践は、始まったばかりである。パターナリスティックな指導だけでは、家族が主体者になることは難しく、子どもの安全は保障されない。当事者参画というキーワードの中で、日本型のFGCの実践展開が期待される。

プログラム名：コモンセンスペアレンティング (CSP)

プログラムの簡単な解説：

米国最大の児童福祉施設で開発された被虐待児の保護者支援のペアレントトレーニングプログラム。日本の文脈に合うように、児童養護施設「神戸少年の家」で開発された。暴力を使わず子どもを育てる技を親に伝えることで、虐待の予防や関係性の回復を目指す。2005年より日本で普及活動が始まる。行動理論の背景を元に、効果的にしつけるスキルを、視聴覚教材を用いロールプレイやモデリングによって学ぶ。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	トレーナーオブトレーナーによる養成が行われる機関
指導者資格が必要な場合はその取得方法	トレーナーオブトレーナーによる養成によりトレーナーとなる
プログラムを学ぶのに必要な費用	3日間 連続3日でなくても良い 計25時間で宿題付き 25000円
プログラムを実施するのに必要な費用	特段必要ない DVDが再生できればよい
教材・参考文献・問い合わせ先	野口啓示 むずかしい子を育てるペアレント・トレーニング親子に笑顔がもどる10の方法 明石書店 野口啓示 コモンセンスペアレンティング・ワークブック 明石書店 伊藤徳馬 どならない子育て Discover

プログラムの実施

プログラムにかかる時間や期間	○2時間×6 フォロー1回 月1にすると、半年かかってしまう ○通所面接では、パーツを使ってゆく ダイジェスト版 (CSPの内容をコンパクトに解説した内容)が多い。
----------------	---

<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<p>○CSPは非暴力コミュニケーションの具体的なノウハウが詰まっている心理教育プログラムである。一次予防から三次予防までと、その適用範囲が広いのが特徴である。これにより、子どもの安全を家族が確保していくに際しての具体的なスキルと成り得るものである。</p> <p>○普及版（神戸少年の町版）のトレーナーは、一度トレーナーとなれば、基本テキスト（マニュアル）からレジユメの作成、イラストの引用等が可能となる。トレーナーは現場の実践家により主に構成されていることから、普及の仕方はトレーナーに一任されるため、汎用性が高いものとなる。トレーナー資格維持のためにあらためての再登録等がなく、コストパフォーマンス的にも優れている</p>
<p>プログラムのねらい や意義</p>	<p>○人と人とのつながりの基本をおさえるツールとして有用</p> <p>○「非暴力的」というミニマムスタンダードを押さえようとしている</p>
<p>実施しての効果など の状況</p>	<p>○効果測定はアンケートによる自己評価式である。</p> <p>○実際には、家族支援の「プログラム（プラン）」があって、その中で組み合わせることでCSPをやるので、その場合、CSP単独の効果かどうかはわからない。</p>

プログラムと児相との関係

<p>プログラムの児相業 務の中での位置づけ</p>	<p>○ヒアリングした児童相談所では、ケースワークの中で非暴力のコミュニケーションスキルを部分的に伝えていくことから、当事者のセッション受講のモチベーションを少しずつたかめ、たかまったら、セッション実施へ誘い紹介する。</p>
<p>プログラムについて の児相職員からの評 判</p>	<p>ヒアリングした児童相談所では、県内で共通言語となり得ており、有効性が児童相談所職員間で共有されている。ダイジェスト版を児相職員が共有している。</p>

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

<p>プログラムが取り入 れられるに当たって の、熱心な職員の努 力など</p>	<p>核となる職員がいることで取組が進んできた。</p>
--	------------------------------

<p>児童相談所での取り組みの継続性について</p>	<p>○組織的に取り組む仕組みとして残してゆく事が出来れば、継続は容易 ○児童相談所全体が組織的に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>地域での広がり</p>	<p>○県レベルで、県内の児童相談所や、市区町村にも広げている県がある。</p> <p>○CSPは市町村での予防的取り組みに向いている面がある。→どの程度市区町村で実施しているでしょうか？市区町村の自立が望ましいが、児相が応援する場合もある</p> <p>○通告受理後の児相ケースでは、グループは難しいことが多い。</p> <p>グループは市区町村で予防的に行う場合に適している。</p> <p>○市区町村の保健センターでグループを、児相職員をトレーナーとして行ったケースあり。</p> <p>○いろいろな機関の職員にグループを行って、非暴力的コミュニケーションを伝える取り組みがある 例：児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設なども</p> <p>○市区町村から必要を感じる事例の照会が有ることもある 連携を行っている</p>

プログラムを実施するに当たっての準備など

<p>人員や時間の確保について</p>	<p>ケースワークの一部として行う場合は、特段の人員確保が必要とはならないが、グループプログラムとして行う場合は、人員や場所の確保、保育の手配、外部からのトレーナーの応援などが必要になる。</p>
<p>サポートやスーパービジョンをどのように行ったか</p>	<p>スキル維持やスキルアップのためには、職員間の研修や事例検討が重要</p>
<p>機材の調達が必要だった場合</p>	<p>DVDが再生できる装置が必要。出先の場合、ポータブルプレーヤーや、ノートパソコンなどを活用</p>

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	<p>○セッション受講に際しては、当事者の受講モチベーションがあがっていることが大前提である。</p> <p>○(家族支援チームがある児相の場合)今までの段階があつて、CSP に到達して、主担当者の面接とか、子どもの面接とかと組み合わせてやっている。これらを全体として捉えている感じである。CSP は無理だと判断されるケースもある。どれだけきちんとアセスメントが出来ているかと言うことが、基本。</p>
親のモチベーションが不十分な場合	<p>ケースのアセスメントをきちんとし、モチベーションを評価する必要がある。</p>
引取り目標の親の場合	<p>CSP が検討素材となる場合もある。こういった関わりをすることが必要なので、出来ていないと引き取りが出来ませんよ、といった説明のための材料に使う場合がある。</p>
プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき	<p>個別にエッセンスを伝えるときは、各ケースにとって必要と感じた内容を選択して伝えるので、だいたいニーズに合致する。</p>
親が希望したタイミングで丁度よく実施されるクールがないとき	<p>必要なタイミングに個別で技術の一部を伝えることが多い。</p>

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	<p>○親のうつなどの場合、育ててゆきたいという気持ちがあれば、そういったニーズに応える、うつに対応にむしろ意識するような、別の支援を考える</p> <p>○発達障害などが混ざるとこだわりのために全体として伝わらないこともある。その場合、非暴力的コミュニケーション、安全の仕組みなど、部分を伝えてゆく</p>
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	<p>グループに入れようとする、日程あわせが大変になるので、個別対応する事も多い</p>
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	<p>○理解力の問題のある親には繰り返し伝える</p> <p>○生活基盤の問題などの時は、別の支援を行う</p>
途中で虐待発生の時（具体例など）	<p>在宅例で再発のケースはある。個別のケースワークの中で、活用を再検討</p>

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	○主担当者がケースワークの流れの中でCSPを部分活用する場合などは、主担当者の判断で実施や中止が行われる。
グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	個別対応するが多い
グループに合わない人が出てきたとき（具体例など）	○個別対応するが多い ○グループで行う典型的な形でのCSPは市町村の子育て支援として行っていることが多い。そこに児童相談所のケースが参加してもなかなかうまくいかない場合もある。
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	通所面接では、パーツを使ってゆく。ダイジェスト版を活用することが多い。

効果の持続について

プログラムの効果を持続させる工夫	ケースワークの一環として、状況を把握する。
プログラム終了後起こる問題	子どもの安全が確保される仕組み（土台）が確立した上に、非暴力のコミュニケーションスキルが導入され、そのスキルを維持し続けるために「フォローアップセッション」が毎回の通常個別面接で重ねられるのが望ましい。

全国質問紙調査結果

配布数 91 回収数 67 回収率 73.6%

1. CSPプログラムのどのような点が児童相談所で行うのに適していると考えたか。	具体的な関わりの仕方を伝えるのでわかりやすい…35 視聴覚教材、マニュアル、ロールプレイでわかりやすい…13 プログラムとして構造化されている…12 低価格…3
2. ケースワークの中でどのように位置づけて使っているか（一部として組み込む、実施しているところにつなげる、等）。	ケースワークの一部として組み込む…46 一部として組み込むのと、紹介するのと両方…11 引取り条件や引取りの判断とする…3

<p>3. CSP プログラムの手法を部分活用することがあるか。あればその状況について。</p>	<p>部分活用する、エッセンスを伝える…52 部分活用はしない…10</p>
<p>4. 以下のような中断例について経験があればその状況。 ①日程調整が付かなくなった</p>	<p>中断することはない、続けられるよう親の都合に合わせる…19 親の勤務就労状況で中断…16 動機付け不十分からドロップアウト…3</p>
<p>②親のモチベーションによる</p>	<p>親の思いと食い違った…10 自然に参加しなくなった、意志の尊重…5 親子関係が安定したので中止…4 精神障害知的障害…3 押し付けムードから淡々受講…2 ケースワークのつまづき…2</p>
<p>③児童相談所職員の判断による（判断基準）</p>	<p>親子関係の改善…3 家庭の問題…2 親の心身の不調…9 プログラムが合わない…1 ケースワークの状況…2 該当無し…22</p>
<p>5. グループか個別か、どちらで行うことが多いか。その理由。</p>	<p>個別…62 グループのみ…1 両方行っている…2 グループは市で行っている…2 グループは里親に対して行っている…3 グループは施設職員等に対して行っている…4</p>
<p>6. プログラムへの参加を通じて、保護者と児童相談所職員との関係が良かった経験その状況。</p>	<p>共有し一緒に考える…13 関わりの様子が具体的に客観的に分かる…10 実際に効果が現れたので…6 定期的に会うことでの親近感…5 保護者に理解してもらいやすい…5 児相の考えの押しつけでないことが分かってもらえた…4 すでに関係が出来ているところからやるのであまり変わらない…3</p>

<p>プログラムに取り組んだことが親との関係にマイナスに働いたと感じたことはありますか。 思い当たる原因があれば、それもお書き下さい。</p>	<p>親が一方的な感じを持った…6 夫婦の不和につながった…1 親が落ち込んだ…1 マイナスではないが、効果がなかった…2 そういう事はない…28</p>
<p>7. 家庭引き取りに際しての当該プログラム実施についてお伺いします。 ①引き取りに当たって、CSP プログラムへの参加を義務付けていますか</p>	<p>義務づけることがある…7 義務づけはない…58</p>
<p>② CSP プログラムの実施状況を引き取りに関する判断の参考にすることがありますか</p>	<p>することがある…38 参考にすることはない…24 (2者は対照的)</p>
<p>8. CSP プログラム実施職員のサポートやスーパービジョンをどのように行っていますか。</p>	<p>スーパービジョンをやっている…9 ピアサポートや職員同士の協力による…33 特に行っていない…15</p>
<p>9. CSP プログラムの効果を持続するために何か工夫していますか。</p>	<p>面接の時などに要素を確認する…37 特にしていない…18</p>
<p>10. コモンセンスペアレンティングを児童相談所以外の機関にも勧めていますか。どのような機関に勧めていますか。</p>	<p>市町村に…30 施設職員等に…21 里親に…4 勧めていないが市ですでにやっている…2 特に勧めていない…13</p>

プログラム名：精研式ペアレントトレーニング

—— 親子グループの取り組みに組み込んだ経験より ——

プログラムの簡単な解説：

ペアレントトレーニングは、子どものしつけなどで悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして、アメリカ・UCLA 神経精神医学研究所のハンス・ミラー博士によって1974年に開始された。日本では国立精神・神経センターで日本にあったプログラムが開発された。養育スキルを向上させることで、子どもの適応行動を増やしていくこと、親子関係の悪循環を絶ち、安定した親子関係をはぐくめるようにすることを目指している。はじめはADHDの子どもをもつ保護者向けのプログラムだった、現在は発達障害全般が対象になり、児童虐待事例にも応用される。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	国立精神神経センター精神保健研究所 まめの木クリニック 講演会・研修会
指導者資格が必要な場合はその取得方法	資格は特にはないが、実施のためには2日間のトレーニングを受ける必要がある。
プログラムを学ぶのに必要な費用	5000円から3万円程度 ライセンスではない。講師料といった位置づけ
プログラムを実施するのに必要な費用	外部講師に委託する場合はファシリテーター雇い上げ謝金
教材・参考文献・問い合わせ先	シンシア・ウィットム ADHDのペアレントトレーニング 難しい子にやさしい子育て 明石書店

プログラムの実施

プログラムにかかる時間や期間	オリジナルは1クール10回だが、ヒアリングした児童相談所では、親グループの中でその内の6回に短縮してやっている。
----------------	--

<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<p>発達障害に用いられることが多いプログラムだが、ヒアリング児相では子ども虐待ケースに親支援プログラムを実施する必要が生じたため応用された。</p>
<p>プログラムのねらい や意義</p>	<p>子どもの特性を理解し、具体的な対応法を学ぶことにより、日常生活がより穏やかになるようにする。親子関係の悪循環を絶ち、安定した親子関係をはぐくめるようにする。</p>
<p>実施しての効果など の状況</p>	<p>○「ほめる」「注目する」から入るが、困っていることを十分に聞きながら行うので、単純にスキルを教えるといった感じではない。</p> <p>○話を聞くことと、プログラムを進めることとのバランスを取る。</p> <p>○「ほめる」が実践できない親が多いので、繰り返し行う。</p> <p>○一人の親が話を仕切ったり、トラウマの話になったり、舵取りが難しいが、ヒアリングした児童相談所では雰囲気を作りながらやっている。</p> <p>○ヒアリング児相では、指示の部分は、エッセンスだけ、最後の方で伝えることになる。</p> <p>孤立している人が多いので、ここにいる人たちは同じ体験をしていると言うことで楽になる</p> <p>○ファシリテーターは、臨床経験が多い人でないと難しい</p> <p>○子どもの側から見ると、いつもあまりかかわってくれなかった親が、しっかり半年かかわってくれたというのは、ものすごくいい体験だったことになる。</p> <p>○遊ぶってどういうことか分からない方が、こういう体験をするのは貴重な事である。</p>

プログラムと児相との関係

<p>プログラムの児相業務 の中での位置づけ</p>	<p>○ケースワークの部署との間で連携している。スタートのところでどんなケースか、施設の職員さんも含めて協議する。最終協議では、プログラムを実施した側から結果の情報提供を行う。毎回何があったかは、システムで記録を入力していて、ケースワークの部署からも見られるようになっているので、共有できる。</p> <p>○終了の決定は、治療指導部門との協議後に児童相談所の援助方針会議で行う。</p>
<p>プログラムについて の児相職員からの評判</p>	<p>ヒアリングした児童相談所では、再統合事業の一環として位置づけられているので、児童相談所業務の中での位置づけは明確である</p>

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など	ヒアリングした児童相談所では、親グループをやるのに、何か柱になるプログラムはないか探したら、精神神経センターのグループがやっていたので、取り入れた。親グループをやることになっていたのがきっかけ。それは組織的な再統合事業であった
--------------------------------	---

プログラムを実施するに当たっての準備など

人員や時間の確保について	○ヒアリングした児童相談所の自治体では、新採用の心理司全員に2日間のトレーニングを行う ○心理職は全員がペアレントトレーニングが出来るようになっている
機材の調達が必要だった場合	初期投資としてかかる費用は、ヒアリングした児童相談所では、まずは心理職が全員やれるようになるために研修会をやる、その講師謝礼が、必要な費用となる。

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	○通おうというくらいのところまで親が準備できていない状態で、先走る場合が多い印象にある。もうちょっと待てばもしかしたらじっくり来てもらえるケースでも、慌てると、中途半端な結果となってしまう。 ○心理面接もそこそこに、機が熟さないままプログラムにつなげられると、うまくいかないことも多い。
親のモチベーションが不十分な場合	もう少しじっくり待てば、続けて参加できるような状態に持ってこれたのではないかというケースはある。親の準備状態を見極めることが大事
引取り目標の親の場合	ヒアリングした児童相談所では、改善したわけではなくても、親グループに出たから、引き取り出来るだろう、と言う風に親が言ってくる場合がある。子どもの安全についてなど、話し合う。
プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき	親のタイプがプログラムに合う合わないではなくて、プログラムのやり方をどうするかである。

親が希望したタイミングで丁度よく実施されるクールがないとき	ヒアリングした児童相談所では年2回程度の実施で、開始時期に関する不都合はあまり起こらない。今すぐにプログラムが開始されなくても、ケースワーク等でその間を繋げる。
-------------------------------	--

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	<ul style="list-style-type: none"> ○むしろ子どもにコミュニケーション障害のあるケースが多い。 ○精神障害の重い人は参加が難しい。 ○人格障害の軽い方で、落ち着いてるときという事例は多い。 ○被虐待傾向の人で、しっかりやって認められようと、脅迫的に頑張ってしまう人で、子どもが発達障害の範疇にある場合など、苦しんでしまう
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	都合がつかないため、欠席になる事は多い。10回中6回出席できれば、親子グループが終了したと見なせる事とする。
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	知的障害のある人で、それなりに社会適応はできている人は、少し言葉を添えながら一緒にやってゆくと感じる。
途中で虐待発生の時（具体例など）	在宅例で、プログラム実施中に保護になる例はある。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒアリング児相では、親グループはトータル10回だが、6回くらい来たら修了証を出す。1回や2回では出せないが、がんばってきたという証で、改善度が高いということではない。 ○しかし、継続して？これない人は、いろいろな問題を抱えている可能性がある。 ○つながれば、来る人は皆勤、来ない人は1回で来なくなる。 ○一回で来なくなる場合、ワーカー児童福祉司に戻すというより来ていません、つながりませんでした、という感じ。→1回で来なくなる場合だけではない。児童福祉司には伝えて終了としている。ここははっきりしないので削除してはどうかと思います。
-----------------------	--

運用の実践面での課題

グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	グループといっても、1 ケースしか来なかったりすることもあるが、開催している。
グループに合わない人が出てきたとき（具体例など）	<p>○親はそれぞれ問題を抱えているので、グループの運営は、個別のニードに答えながらグループを運営する工夫が必要となる。</p> <p>○グループに繋げる前に、どのようなプログラムなのか、親とよく話し合う。</p> <p>○グループでうまくいかないようなら、他の適切な方法を親と相談して考える。</p>
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	<p>○児童心理司の面接で、話の中で、ペアレントトレーニングの手法を小出しして取り入れることは多い</p> <p>○10 回に限らず、面接の中で出しながら、長く続けてゆく場合もある。</p>

効果の持続について

プログラムの効果を 持続させる工夫	<p>○ケースワークの中で経過を確認する</p> <p>○ヒアリングした児童相談所では、全例に対してではないが、アフターケアを個別にすることはある。AF-CBT を導入したり、トラウマ治療を個別にやるなど。</p>
プログラム終了後起こる問題	

プログラム名：CRC（チャイルド・リソース・センター）親子プログラム

プログラムの簡単な解説：

平成 19 年度から大阪府子ども家庭センターが NPO 法人チャイルド・リソース・センターに委託し、子どもに虐待をしてしまったり、子育てにしんどさや不安を抱えていたりする親とその子どもを対象に実施するプログラム。親自らが将来にわたり、子どもの安全基地になることを認識し、子どもへのかかわりを適切なものに改善することを目的とする。カナダの親子再統合プログラムを参考にして作成された親子 1 組毎の個別プログラムであり、親時間・子ども時間＋親子交流時間の 2 部構成となっている。内容としては「A コース（虐待（性的虐待は除く）行為があり家族再統合にむけての支援が必要なコース）」1 回 2 時間程度× 13 回（終了後フォローアップ 1 回を含む）・「B コース（養育経験がなく親子関係が希薄で関係構築に支援が必要なケース）」1 回 2 時間程度× 10 回（終了後フォローアップ 1 回を含む）がある。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	府（子ども家庭総合センター）では「家族再統合支援事業」と位置づけ、職員に毎年周知研修でプログラムの説明を行う。 CRC は、プログラムの教材の一部を活用した親子支援シート集研修を独自に開催している。
指導者資格が必要な場合はその取得方法	プログラムは NPO 法人チャイルド・リソース・センターへの委託として行われ、職員への養成講座は実施されていない。
プログラムを実施するのに必要な費用	プログラム実施の保護者の費用負担はない。
教材・参考文献・問い合わせ先	特定非営利活動法人 チャイルド・リソース・センター TEL&FAX 06-6463-1788 URL: http://homepage3.nifty.com/childrc/

プログラムの実施

<p>プログラムにかかる時間や期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○場所：児童相談所、乳児院 ○回数：(Aコース)13回(終了後のフォローアップ1回を含む) (Bコース)10回(終了後のフォローアップ1回を含む) ○時間：1回2時間 ○構造：親時間・子ども時間 および親子交流時間の2部構成 ○期間：事例選定5月～ プログラム7月～3月(フォローアップを含む)
<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○親子1組毎の個別プログラム ○子どもは乳幼児から概ね小学校低学年まで。 ○親時間・子ども時間及び親子交流時間の2部構成になっている。 ○親子交流時間でもスタッフが同席し、親子に直接働きかける。 ○親子交流時間をビデオに録画し、親とともに子どもへのかかわりについて 振りかえり、具体的な養育スキルを高める。 ○プログラムを提供する NPO 法人チャイルド・リソース・センター（以下、CRC）は、処遇には関与しない ○CRC は、児童相談所や養護施設、乳児院と密接な連携を行う
<p>プログラムのねらい や意義</p>	<p>親が、子どもにとってよりよい親子関係について考え、自らが将来にわたり、子どもの安全基地になることを認識し、子どもへのかかわりを適切なものに改善することを目的とする。</p>
<p>実施しての効果などの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参加した親の生の声を確認する。 ○親、担当職員（ワーカー）、施設職員を対象にプログラム実施後アンケートを行っている。 ○担当職員（ワーカー）のケースワークのヒントになっている。

プログラムと児相との関係

<p>プログラムの児相業務 の中での位置づけ</p>	<p>府（中央子ども家庭センター）では、平成22年度から「家族再統合支援事業」として実施。</p>
--------------------------------	---

プログラムについての 児相職員からの評判	○アンケート等から親の子どもとの関係性の改善とともに子どもの親への安心感が増したという結果が得られている。 ○職員の親への理解が深まり、支援へのヒントが得られたと評価がなされた。
プログラムの実施場所	実施場所は中央を含む2カ所の子ども家庭センターで毎年、他の2カ所の子ども家庭センターでは1年交代で実施し、計3カ所で行っている。乳児院でも毎年実施している。

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など	府の元職員（宮口智恵氏）がカナダの親教育プログラム（Project Parent）の枠組みや理念を参考に、独自のプログラムを開発。平成19年度から府子ども家庭センター「すこやか家族再生事業プロジェクト」において、CRCが実施者として試行的に始動した。
--------------------------------	---

プログラムを実施するに当たっての準備など

人員や時間の確保について	プログラムは、1組の親子にCRCスタッフがそれぞれ1名ずつ担当し、親子1組にCRCのスタッフは2名で実施する。
サポートやスーパービジョンをどのように行ったか	CRCは、児童精神科医及び、元児童相談所所長（福祉職）のスーパービジョンを得ている。
機材の調達が必要だった場合	CRCが準備する

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	○虐待対応の初期場面から家族再統合を考える事例には、次年度の当プログラムの導入を視野に入れてケースワークを展開する。 ○また、以前から子どもが入所していた事例でも、家族状況の変化などにより、親子関係の再構築への特別な支援が必要な事例について導入を試みる。
----------	--

親のモチベーションが不十分な場合	○「子どもとやり直したい」という親のニーズを引き出す。 ○親が「自分がプログラム選別に落ちた」と思わないように、事例選定後に案内する場合もある。
引取り目標の親の場合	処遇に関与しない団体がプログラムを実施することにより、親が評価を気にせず、自分の課題を見つめ、虐待の事実を認めることができるので、プログラムの受講を引き取りの条件にならないよう親に案内している。
プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき	親子一組毎の個別プログラムなので、かなり各親子に合わせた内容となっている。また、担当職員が各事例についてCRCに詳しく説明する時点で、親や子ども、担当職員のニーズなどをしっかりと出し、CRCと導入のタイミングやプログラムの特徴と限界なども含め協議をしている。

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	担当職員（ワーカー）が、例えば家庭訪問でプログラムを説明したり、プログラムに通うために必要な工夫などについて親や家族と十分に話し合う。
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	○CRCが、担当職員（ワーカー）同席の下、プログラム開始時に最終日までのスケジュール（概ね2週間に1回の頻度）を提示。親の不安をしっかりと聞き取り、欠席連絡方法やプログラム中断等について、丁寧に説明している。 ○担当職員（ワーカー）の意見を聞いて、CRCは開始時間を考慮したり、プログラム前日にCRCのスタッフから親に電話をいれることも多い。 ○担当職員（ワーカー）が開始当初は駅まで迎えに行くことなどもある。
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	CRCは、親の能力にあわせて教材の内容や伝授方法等を配慮している。
途中で虐待発生の時（具体例など）	プログラム開始時に、CRCは親に、親子の支援に必要なことは担当職員（ワーカー）に伝えたと明言し、了解を得ている。CRCは、親との信頼関係を保ちつつ、虐待発生時には、親から担当職員への開示を促したり、担当職員や施設職員等と緊密な連携をとっており、ケースバイ・ケースで対応している。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	<p>○プログラムは中断が少ないのと、個別であるので日程の調整がしやすい。</p> <p>○プログラムは枠組みはあるが、親の能力、特性、特徴に応じて臨機応変である。</p>
グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	グループでなく個別実施である。
グループに合わない人が出てきたとき（具体例など）	グループでなく個別実施である。
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	部分活用は許していない。（プログラムを通しての親子の見立てなど支援の手がかりなどはケースワークに活用している）
その他運用上の問題	<p>○対応できる支援数（家族数）が限られてている。</p> <p>○現時点で、独自のプログラムであるため随意契約である。今後も継続的に実施していきたい。</p>

効果の持続について

プログラムの効果を持続させる工夫	担当者を中心に地域や施設においてサポートが継続する作戦を立て、支援が途切れないように親に安心してもらう必要がある。
プログラム終了後起こる問題	終了の約6か月後にフォローアップ（次年度）を行っているが、その後、プログラムとしてのフォローアップに未着手である。

プログラム名：トリプルP

プログラムの簡単な解説：

トリプルPは、豪州クイーンズランド大学マット・サンダーズらにより開発された「前向き子育てプログラム」で、日本には2005年に導入された。前向き子育ては親と子どもがよい関係を作っていく子育て法。認知行動療法を原則理念とし、親への心理教育プログラムである。一般には地域の親たちを対象とするプログラムで、提供法により5段階レベルが用意されているが、このうち標準的なレベル4のグループトリプルPが児童相談所で実施されている。1週間毎、1回2時間のグループ学習を4回行い、2-3回の15-20分の個別電話相談、最終のグループ学習で構成されている。児相では「子育て支援」と「虐待の再発予防」を目的に実施されている。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	トリプルP ジャパン URL: http://www.triplep-japan.org/ E-mail: office@triplep-japan.org
指導者資格が必要な場合はその取得方法	トリプルP ジャパンが主催するファシリテータ養成講座を受け、認定試験に合格したものがプログラムを提供する。
プログラムを学ぶのに必要な費用	養成講座3日間は18-19万円。
プログラムを実施するのに必要な費用	親の受講は無料。 教材費は2500円（消費税別）であるが、プログラムが安心子ども基金（子育て創生基金）で行われる場合は無料。
教材・参考文献・問い合わせ先	グループ学習参加にあたり教材が準備提供される。 一般向けに、トリプルP～前向き子育て17.の技術～（診断と治療社）、エブリペアレント（明石書店）が出版されている。 トリプルP ジャパン TEL:03-5785-6928

プログラムの実施

プログラムにかかる時間や期間	1週間毎、1回2時間のグループ学習を4回行い、15-20分の個別電話相談2-3回、および最終のグループ学習1回の計7-8回で構成されている。
プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）	<ul style="list-style-type: none"> ○「罰する」という方法はとらず、子どもにはっきりとわかるように伝え理解させるという接近の仕方をとる。 ○子どもに発達障害など何か問題があってもあるいは問題がなくても、子どもとのかかわりの基本はあまり変わらない共通のものであると考える。 ○親や子どものメンタルヘルスを盛り込んでいる。 ○親と子どもとの良い関係を作ることを重視している。
プログラムのねらい や意義	子どもへのかかわりに悩んでいるいわゆる「育児不安」や「育児困難」の親は、孤立しメンタルヘルスに陥いるリスクを抱えている。子どもとの好ましい姿勢を作ることを目的としている。
実施しての効果など の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラム前後で数種類のアンケートを実施し、評価は外部委託し、客観的な効果測定を行っている。 ○プログラムでのスキルを使った母親からスキルが効果的であったことを聞いて実践効果を確認できた。 ○外部講師と親との良好な関係を見聞しているが、児相と親との関係の変化には至っていない。

プログラムと児相との関係

プログラムの児相業務 中での位置づけ	保護者支援の援助業務の一環として位置付けることは重要であると感じている。
プログラムについて の児相職員からの評判	聞き取り調査の時点で児童相談所全体として、積極的に取り入れるという段階には至っていない。

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など	<ul style="list-style-type: none"> ○「安心子ども基金（子育て創生基金）」の助成を受け、児相職員20名がファシリテーター養成講座を受講した。 ○プログラム実施のため予算を計上した。 ○県の子ども未来課に働きかけた。
--------------------------------	---

プログラムを実施するに当たっての準備など

人員や時間の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラムは外部委託している。 ○養成講座を受けていない職員も資格取得を考慮している。 ○プログラムは平日午前中に実施している。
サポートやスーパービジョンをどのように行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラムは外部講師が主体で実施し、職員はスタッフとしてプログラムのサポートをする。 ○職員の予定をあらかじめ確保している。
機材の調達が必要だった場合	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラムでは、DVD、スライド等の機材を使用するが、必要機材は外部からの持ち込みである。 ○プログラム参加案内（紹介）のチラシは職員が作成した。

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ○親と一時保護中の面会を進めるうえで紹介した。 ○何度も担当職員から保護者に声掛けをしている。
親のモチベーションが不十分な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○親が子どもへの対応で困ったことを職員に相談した場合、プログラムを紹介した。
引取り目標の親の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○「プログラム受講することで引き取りが可能になる」わけでないことの説明も必要である。 ○引き取りのモチベーションを下げない工夫が必要。
プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○学ぶ姿勢を強く持っている人がプログラムに一生懸命参加し、プログラム中の発言も多い。 ○一人一人の子育てを作り上げる趣旨のプログラムなので、保護者が自分に合うように応用してゆける。
親が希望したタイミングで丁度よく実施されるクールがないとき	<ul style="list-style-type: none"> ○1対1の個別対応を取った。 ○他の市町村のプログラム実施を紹介した。

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	グループでの取り組みが困難であった事例で、個別対応や補習を行った。
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	ファシリテーターと相談して、補習などで調整した。
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	難解と感じる親は少なかったが、あれば個別で対応する。
途中で虐待発生の時（具体例など）	大きな虐待としての再発はなかったが、小さなものではプログラムを継続した。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	○困難事例では、5名中2名程度の中断があるように思う。 ○中断例は、プログラムになじめない人、自分のことを話したくない人、時間確保が困難な人であった。
グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	職員が親としてグループに参加した。
グループに合わない人が出てきたとき（具体例など）	感想を聞いて理由を探るようにしている。
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	職員も面接時にスキルの一部を活用している。
その他運用上の問題	特になし。

効果の持続について

プログラムの効果を持続させる工夫	○効果の持続性は現時点では不明である。 ○親との面接でプログラムの振り返りをしたり、トリプルPで習った事を説明している。
プログラム終了後起こる問題	特に問題を経験していない。むしろプログラム終了後に母親同士で相談したり、昼食会をするなど良い面を多く見聞している。

プログラム名：MY TREE ペアレンツ・プログラム

プログラムの簡単な解説：

2001年に森田ゆり氏によって開発された心理教育プログラム。子どもへの虐待的言動を繰り返してしまう親のセルフケア力と問題解決力の回復を促し、親子関係の修復を目的としている。約10人の参加者と3人の実践者でグループを構成し、1回2時間のセッションを13回行う。内容はカリキュラム化された「まなびのワーク」と「じぶんをトーク」で構成されている。子どもに向かう怒りの爆発の裏側に隠されている悲しみ、不安、自信喪失などの感情に気づき語るツールを使えるようになる。身体、感情、理性、魂のすべてに働きかけて、木や太陽や風からも生命力の源をもらおうという全体性の回復を目指すところに特色の一つがある。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	MY TREE ペアレンツ・プログラムセンター
指導者資格が必要な場合はその取得方法	MY TREE ペアレンツプログラムが実施する基礎講座と実践者養成講座の受講及び、森田ゆり氏が実施する多様性ファシリテーター養成講座の受講が必要。
プログラムを学ぶのに必要な費用	81,000円
プログラムを実施するのに必要な費用	○外部委託した場合、1クールの実施に約100万円（人件費、保育費、会場費等）。 ○ヒアリングした自治体が委託しているプログラムでは、参加者がテキスト代（2800円程度）を負担。
教材・参考文献・問い合わせ先	教材：「しつけと体罰」「気持ちの本」（森田ゆり著 童話館出版） 問い合わせ先：MY TREE ペアレンツプログラムセンター Eメール：mail:mytree@mail.goo.ne.jp http://www.geocities.jp/mytree1206/

プログラムの実施

プログラムにかかる時間や期間	1セッション2時間で13回のプログラムを約3ヶ月間かけて毎週実施する。その他に、個別の面接が3回、同窓会が1(～2)回を実施するため、期間としては1クールに約半年かかる。
プログラムの特徴と 感じている点(他と 比べられる場合)	<p>○子ども虐待とはこれまで人として尊重されなかった痛みや悲しみを怒りの形で子どもに爆発させている行動であるとの認識に立つプログラム。</p> <p>○安心なグループの場で、怒りの仮面の裏側の不安や恐れに気づき語るプロセスは大きな変容を個人及びグループにもたらす。</p> <p>○心、身体、思考、魂のすべてに総合的に働きかけるホーリスティックなアプローチをとる。</p> <p>○呼吸法や気功を取り入れてマインドフルな脳のトレーニングを行う。</p> <p>○日本の自然の四季を、自分とグループの変化と成長に呼応させて深く受け入れるための物語やシンボルを多用する。</p>
プログラムのねらい や意義	虐待的言動のある保護者を対象にしている。問題解決力やセルフケアのツールを学ぶことで子どもとの関係を改善する。
実施しての効果など の状況	<p>○子どもの心や体を傷つけたり、コントロールしない子育ての方法へ改善が見られる。</p> <p>○また、参加者の変化は一個人の中での気づきにとどまらず、グループ全体に揺さぶりと質的变化をもたらす、個別支援では得られないダイナミックな変容をもたらす。</p> <p>○参加型の学習により、次第に自分の言葉で気持ちを話せるようになり、相手とのコミュニケーションのスキルが向上するため、人間関係や生きること全般の態度に変容が生まれる。</p> <p>○感情のコントロールやセルフケアの方法を学び、日常生活に活用できるようになる。</p> <p>○参加者自身の自己肯定感が高められる。</p> <p>○現実の状況や物事の捉え方が柔軟になる。</p>

プログラムと児相との関係

<p>プログラムの児相業務の中での位置づけ</p>	<p>○ヒアリングを行った自治体（政令市）では、職員向けのプレ説明会を毎年開催しており、職員に周知を図っている。また、プログラム参加ケースは児童福祉司から提案があったものを家族回復支援担当者が検討して決定している。</p> <p>○同様にヒアリングを行った別の自治体（都道府県）では、職員への周知研修でプログラムを終えた人の体験談を話してもらった。</p> <p>○上記の2つの自治体（都道府県と政令市）は共同で実施しており、同一グループに相互乗り入れして費用を負担している。</p> <p>○両自治体はNPO 法人子育て運動えんに委託して実施している。児童相談所とは一定の独立性を持って実施されているが、プログラムの中間と終了時に児童相談所は報告を受けている。</p> <p>○上記自治体の内の1つでは「親へのグループプログラム」として委託事業者を公募し、MYTREE プログラムを提供しているNPO 法人子育て運動えんが採択されて実施している。</p>
<p>プログラムについての児相職員からの評判</p>	<p>児相職員に効果が見えることで定着してきた。</p>

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

<p>プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など</p>	<p>ヒアリングを行った2つの自治体においては、熱心に取り組んできた民間団体との契約により委託して実施している。</p>
---------------------------------------	--

プログラムを実施するに当たっての準備など

<p>人員や時間の確保について</p>	<p>ヒアリングを行った2つの自治体が委託しているプログラムでは、グループの人数を10人としているため、グループが成立するだけのケースを集める必要がある。</p>
---------------------	---

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	○担当児童福祉司が保護者に働きかけてプログラムにつなぐ。保護者にプログラムを勧められるような関係性の構築が肝要。 ○当事者からの申込や児童相談所の提案をもとにプログラム実施団体がインテーク面接を十分に実施して参加を決定する。
このプログラムが向いていると思われる保護者のタイプ	虐待に至った保護者。子育て不安、孤立、生きること全般への自信のなさ、伴侶との関係の悪さ、PTSD 症状、未解決の傷つき体験などを背景に、子どもを虐待、ネグレクトしている保護者。
引取り目標の親の場合	家族再統合に向けた保護者の回復支援として開発された。実際には親子が分離されたケースだけではなく在宅ケースでも実施している。

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	かなり症状の重い方も参加している。個人に合わせて目標を設定してプログラムを実施している。
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	知的に課題のある参加者はテキストに仮名を振るなどして参加している。
途中で虐待発生の時（具体例など）	プログラム途中で一時保護となったケースがあった。その場合にはプログラム参加を継続した場合と取りやめた場合があった。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	ヒアリングを行った2つの自治体が委託しているプログラムでは、プログラムに欠席すると連絡を取り継続を働きかけているが、働きかけにもかかわらず2回欠席するととりやめとしている。
グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	グループ力動に適切な人数のグループを成立させる必要がある。

グループに合わない人が出てきたとき (具体例など)	グループ外での保護者同士の交流があったために参加を取りやめてもらった方があった。
------------------------------	--

効果の持続について

プログラムの効果を 持続させる工夫	<ul style="list-style-type: none">○たとえ話とシンボルを多用して、修了後もセルフケアや子どもとの関係性の改善に活用できるツールを提供している。○終了時の個別の面接において、本人の変化、課題、必要なサポート資源などを明確にする。○3か月後及び6か月後の同窓会を開催する。
----------------------	---

プログラム名：PCIT

プログラムの簡単な解説：

子どものこころや行動の問題に対し、親子の相互交流を深めその質を高める事によって回復に向かうよう働きかける行動学に基づいた心理療法。1970年代にアメリカフロリダ大学のアイバーグ教授らのグループにより開発された。日本には2000年代に導入されその有効性が認められ広がっている。親子二者の様子をビデオカメラで撮影し、別室でセラピストがモニターを見ながらトランシーバーでライブコーチングをすることが特徴である。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	○東京女子医大の加茂登志子氏が国内で指導できる資格を取得中。 ○米国からアイバーグ教授ら PCIT international の指導者が来日して講習が行われる場合がある
指導者資格が必要な場合はその取得方法	米国でアイバーグ教授ら PCIT international が指導者養成を行っている
プログラムを学ぶのに必要な費用	米国からアイバーグ教授が見えて講習を受ける場合には5日間で30万円
プログラムを実施するのに必要な費用	ビデオとトランシーバーなど機材費 人件費（必要があれば）などの実費
教材・参考文献・問い合わせ先	PCIT-Japan（代表 加茂登志子 東京女子医科大学附属女性生涯健康センター内） http://pcit-japan.com/

プログラムの実施

<p>プログラムにかかる時間や期間</p>	<p>○養育者が定められたスキルがマスタリー(何とか出来るという感じ)に達し、評価尺度ECBI(アイバーグ子どもの行動調査票 36項目で、2～16歳の子どもの問題行動を測る)のスコアが基準値以下になれば、修了となる。</p> <p>○通常は前半のCDI(親が子どものリードに従うことによって、親子の関係を強化する)が7～8回、後半のPDI(保護者が主導となり、効果的な指示の出し方や不適切な行動を減らすための、方法を練習する)が7～8回の合計15回程度だが、スキル獲得に時間がかかる養育者では、前半だけで12回や、13回かかる人もいる。</p> <p>○長期化しても、その間つながっていることで、ケースワークも有効に出来るので、メリットがある。</p>
<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<p>親子の関わりをモニターしライブコーチングを行えることで、親子の関係性を直接観察でき、養育者もライブで褒められる経験も出来るなど、濃厚な治療である。また治療目標が明確であるため、治療者側もゴールを想定しやすい。</p>
<p>プログラムのねらい や意義</p>	<p>親子の関わりの実際について、段階的にしていねいに進めてゆくことにより、養育者も、ただ説明をされるだけでなく、ライブコーチングで実践できることで、よりよい関わりが持てるようにする</p>
<p>実施しての効果など の状況</p>	<p>○児相での治療的関与に抵抗のある養育者でも、構造化された治療なのでやってみてほしいと思ってもらえる。点数が変わらなくても見立てやアセスメントとして何かが改善したように評価される事がある。</p> <p>○スキルの獲得が遅い場合や、評価尺度 ECBI が低下しない場合など、治療経過が長くなっても、具体的な対応を長期に渡り支援されることで、児童福祉司との接触の機会が増えるなどの効果がある。</p> <p>○ライブコーチングで親をほめることも治療上有効で、生育歴でほめられたことがなかったり、遊び方が分からない親にとって受容体験によって自信を持つことができ、子どもとの関係つくりにも有効である。</p> <p>○親の変化も客観的に評価し、スキルが身についたところで治療が終了する。</p>

プログラムと児相との関係

プログラムの児相業務の中での位置づけ	児童相談所の相談対応とコンビネーションを組む。ライブコーチングをするときに、治療者だけの部屋に児童福祉司にも入ってもらうことがある。多職種が時間を合わせる困難さがあるが、児童心理司が窓口となってスケジュールを調整する。
プログラムについての児相職員からの評判	取り組み始めた当初は、モデルケースとして中央児童相談所で幾つかのケースに実施して効果を確認し、その後、地域児童相談所を含めた会議や研修会で説明したことで、有効なプログラムであるという認識が得られた。

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など	ヒアリングした自治体では、治療部門の取り組みとせず取り入れられた。
--------------------------------	-----------------------------------

プログラムを実施するに当たっての準備など

人員や時間の確保について	○親面接の時、子どもを見てもらう必要があるとき、もう一名職員が必要になる。
サポートやスーパービジョンをどのように行ったか	ヒアリングした自治体では、スーパーバイズを東京女子医大加茂氏が月一回、研究ベースで、児童相談所に来所して実施。
機材の調達が必要だった場合	○PCITはビデオなどの機材を必要とする。被害面接用に購入した機材を活用し一部買い足した児童相談所もある。トランシーバー、延長コードなどを購入。ヒアリングした自治体では、ビデオカメラを設置した部屋があり、別室でモニターできるようになっている。 ○実施している児童相談所数が少ないと、他の児童相談所に通うのが大変で続かないので、自治体内児童相談所すべてで実施するために機材を準備した。 ○観察室を含め2部屋使用するので、小さい児童相談所だと、他の面接に影響が出ることもある。

プログラム実施上の問題

親の状況

<p>対象となる保護者</p>	<p>○在宅で育児不安が大きい場合、一時保護で家に返すのが心配なケース、里親の養育に問題が生じた場合、施設入所中のケース</p> <p>○在宅が4分の1、一時保護が5分の一、里親に対する実施も多い。施設の場合は引き取り前後が行いやすい。施設職員の対象に実施する場合は、子ども側の変化をねらう。子どもは職員を半日独占できるので安定する。</p> <p>○関係性の問題が対象となる。子どもに問題はなさそうでも、親子の関係がまずいとか、一定の養育者との関係が悪いようなケースが対象となる。</p>
<p>導入のタイミング</p>	<p>○ヒアリングした児童相談所では2011年から開始。児童心理司が適切ななケースを紹介して実施してきた。当初は軌道に乗せるためにつながりそうなケースを選んだ傾向はある。</p> <p>○対応方法が知りたいという養育者側の動機付けが重要</p> <p>○アメリカでは、親の動機付けグループ療法を行う。計6回。</p>
<p>親のモチベーションが不十分な場合</p>	<p>モチベーションの状況をつかんで、児童福祉司からも働きかけ、プログラムを実施する。</p>
<p>引き取り目標の親の場合</p>	<p>○引き取り目標は、実施する上でのきっかけとなりやすい</p> <p>○プログラムを受けることを引き取りの条件とすることはないが、親子関係の改善によって引き取りにつながりやすくなることは多い。</p>
<p>プログラムの内容が親にぴったり合っていないと感じたとき</p>	<p>プログラムの効果があまり現れないような場合でも、定期的に児童相談所に通うことにより、児童相談所職員との関係が良くなり、ケースワークが円滑に行われるようになる事がある。</p>
<p>親が希望したタイミングで丁度よく実施されるクールがないとき</p>	<p>個別なので、親の状況に合わせてプログラムを開始する</p>

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	<p>○統合失調症などは程度によっては難しいが、うつとか、パニック障害では実施している。知的な方は、70位まではやっている。</p> <p>○メンタルが重いと、来なくなってしまう。間が空く。</p> <p>○遊べばいいんですね、と敷居を軽く感じてもらえる場合もある。</p>
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	個別なので、親が来やすい設定になるよう配慮する
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	一対一なので、繰り返し分かり易く説明することが出来る
途中で虐待発生の時（具体例など）	途中で一時保護になった例もあるが、一応努力した記録が残っているので、ケースワークに活かせる。ケースワークの中でその努力を認めることが出来る。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	<p>○ヒアリングした自治体の児童相談所では2011年開始以来中断率は22例中27%、軌道に乗せるために、つながりそうなケースを選ぶ傾向あり。</p> <p>○米国の場合は、中断率が50%</p> <p>○優れたツールなので、ケースワークと絡めれば効果がある、きれいに終わらなくても、やる意味はある</p> <p>○続かなくなっても、ケースワークでフォローすることは出来る。</p> <p>○病理が深いということで、別の治療法に転換するケースもあった。</p>
グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	個別を対象としたプログラムである。
グループに合わない人が出てきたとき（具体例など）	グループに全然乗せられないような人でも、個別で教えることがきる。手間暇かかるけれども、個別ケースであるが故に有効である。
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	スケジュールが決まっているので、部分活用という活用の仕方はない

効果の持続について

<p>プログラムの効果を持続させる工夫</p>	<p>○ヒアリングした児童相談所で完全に修了できた8名の予後を見た。一回再保護になっている人もいるが、現在は再び在宅になっている。</p> <p>○PCITは濃厚な治療なので、市区町村や、教育相談に繋げて、児童相談所は助言修了する時などは、移行がスムーズになるように努める。受け皿の機関が、濃厚な治療を受けていたことを知らない、話がかみ合わなくなって問題。</p> <p>○児相で長く係わるケースも多いので、通所とか、福祉司指導を継続することになる。児童相談所ケースの場合は、児童福祉司からその後の様子が聞ける</p>
-------------------------	---

プログラム名：CARE

プログラムの簡単な解説：

米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発された、子どもと関わる大人のための心理教育的プログラム。PCITの理論をベースにしている。子どもとの間に、温かな関係を築き、関係をよりよくするために大切なことを体験的に学んでいく。落ち着きがなかったり、困った行動をしてしまいがちな子どもとの関わりがずっと楽になるさまざまなスキルが盛り込まれている。

プログラムを実施に当たっての参考情報

プログラム方法が学べる機関	CARE-japan
指導者資格が必要な場合はその取得方法	○ CARE-japan のワークショップに 2 回参加すること及びトレーナートレーニングを受ける。 ○ 実践後は、実践報告書を提出する。
プログラムを学ぶのに必要な費用	ワークショップは初回 6 千円、2 回目は 2 5 0 0 円。トレーナートレーニングは 4 万円程度。ヒアリングした児童相談所の属する自治体では児童心理司現任研修としてワークショップを実施した。
プログラムを実施するのに必要な費用	資料作成などにかかる費用程度
教材・参考文献・問い合わせ先	CARE-japan 事務局

プログラムの実施

<p>プログラムにかかる時間や期間</p>	<p>○1回、3～3時間半での実施が可能だが、2, 3回に分けて実施し、フォローアップなども入れる方が効果的である。 ○ヒアリングした児童相談所では、これを7回程度のプログラムに分けて親子通所グループの中で実施していた。 ○また、個別相談の中でも、保護者の状況に合わせてポイントを絞り、1～3回程度で実施していた。</p>
<p>プログラムの特徴と 感じている点（他と 比べられる場合）</p>	<p>○時間がかからずコンパクトなプログラム。 ○ロールプレイで確認ができる。 ○宿題シートで確認ができる。 ○重度ではない虐待や子どもとの接し方がわからないという方、子どもへの対応が不適切であることの認識があり、新たなコミュニケーションスキルを学ぶ意欲のある保護者に有効なプログラム。深刻な虐待に対する治療的な関わりとは異なる。 ○いきなりしつけの方法を伝えるというのではなく、まずは子どもを褒めることに上手になってからしつけに入るといふわかりやすい組み立てになっている。 ○保護者だけではなく、養親、里親、施設職員、保育士などの養育者、子どもが施設入所中の非加害親などにも有効。 ○他のペアレントトレーニングと比較して、親子の会話が増え、親子関係が良くなる印象がある。 ○プログラムの中では遊びを中心としたロールプレイが多く、大人も楽しい時間を過ごしながら習得ができるよう工夫されている</p>
<p>プログラムのねらい や意義</p>	<p>○親子の良い関係づくりを中心にしている。保護者がほめられる体験ができ、グループの保護者同士もほめあう様子が見られる。 ○入所事例では子どもの楽しそうな顔を見ることで親子関係の改善につながる。 ○実施ケースは入所・在宅事例が半々で、虐待ケース以外でも実施している。</p>
<p>実施しての効果など の状況</p>	<p>もともと親子のコミュニケーション量が少なかったり、親主導のコミュニケーションに偏りがちだった場合は、変化が見えやすい。</p>

プログラムと児相との関係

プログラムの児相業務の中での位置づけ	ヒアリングした児童相談所では、児童心理司中心に実施していた通所グループでの活動メニューとして導入した。在宅支援や再統合に向けた支援の中で実施している。
--------------------	---

プログラムを取り入れるに当たって努力した点

プログラムが取り入れられるに当たっての、熱心な職員の努力など	ヒアリングした児童相談所では、個人として外部団体の研修を受け、通所グループに導入していった。同じ児童相談所の児童心理司全員がワークショップ受講済みであり、プログラム実施の補助ができるようになっている。(グループのトレーナーとなるには、今後トレーナートレーニングを受ける必要がある。) また同じ自治体内の他の児童相談所でもプログラムを支援に導入している所がある。
--------------------------------	--

プログラムを実施するに当たっての準備など

人員や時間の確保について	ヒアリングした児童相談所では、月1回の通所グループの中で実施している。スタッフは児童心理司が担っている。
サポートやスーパービジョンをどのように行ったか	○トレーナー勉強会への参加。 ○実践報告書を年1回 CARE-japan に提出している。
機材の調達が必要だった場合	必要ない

プログラム実施上の問題

親の状況

導入のタイミング	ヒアリングした児童相談所では、継続的な相談の中で、通所グループへの参加につながった事例に実施している。
親のモチベーションが不十分な場合	回数を分けて実施した場合には定期的に通ってもらえるかどうか課題。

引取り目標の親の場合	<p>○次年度又は2～3年後に引き取りを予定しているケースの参加がある。保護者が施設に迎えに行き参加したり、施設職員の送迎もある。</p> <p>○入所事例では、宿題をきょうだいや父親などに対してやってみるように促す。</p>
親が希望したタイミングで丁度よく実施されるクールがないとき	<p>○途中参加も可能。その場合は個別に補っている。</p> <p>○なお、ヒアリングした児童相談所では数回に分けて実施していたが、1回での実施も可能なため、平成25年に実施したアンケート調査では、通所回数が限られた保護者に適しているという意見があった。</p>

親側の要因

親にメンタルの問題があった時（具体例など）	グループワークが可能な方を対象にしている。
親との日程調整の苦慮について（具体例など）	欠席した場合には個別に補うようにしている。
内容が親にとって難解なとき（具体例など）	わかりやすいプログラムのため、軽度の知的課題のある保護者も参加しやすい。

運用の実践面での課題

プログラムの途中中断について（具体例など）	ヒアリングした児童相談所では回数を分けて実施しているため中断例があったが、通常は1回でも実施可能なプログラム。
グループを作れるほど人数が集まらないとき（具体例など）	ヒアリングした児童相談所によると、グループを成立させるための参加親子の確保と、継続して参加するための支援が必要。
プログラムは部分活用を許しているか 部分活用は効果的か	個別相談の中でポイントを絞って伝えることがある。
その他運用上の問題	<p>○児童相談所への定期的な通所が距離的・時間的に困難な場合がある。（今後はより身近な市町村で実施されるような講習を検討している。）</p> <p>○子どもが施設入所中の場合、施設から児童相談所までの児童の送迎について、施設職員や児相内他職種の協力が必要な場合がある。</p>

効果の持続について

プログラムの効果を 持続させる工夫	ヒアリングした児童相談所では数回に分けて実施している理由として、1回で集中して実施するよりも一定期間継続して実施した方が保護者に定着すると考えていた。またその間の保護者の状況変化も把握できるとのこと。
----------------------	--

AF-CBT、TF-CBT

1. はじめに

現在、AF-CBT (Alternatives for Families : Cognitive Behavioral Therapy) (邦訳：家族のための代替案：認知行動療法)、TF-CBT (Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy) (邦訳：トラウマフォーカスト認知行動療法) といういずれも米国で開発された、虐待臨床に向けた2つの精神療法プログラムが我が国においても広がりを見せている。いずれも、認知行動療法（以下、CBT）がその手法の中心の一つとなっているが、両者とも、プログラム実施におけるクオリティ・コントロールが厳密であるため、実施数はまだまだ少数であるというのが現状である。しかし、これらのプログラムはエビデンスベースに開発されており、我が国における導入は他のプログラムに比べて遅れはとったものの、今後必ずや広がりを見せていくものと確信する。ここでは、両プログラムについて、主に CBT という視点から概観する。

2. AF-CBT、TF-CBT を構成する精神療法は何か？

いずれも CBT の他、家族療法など複数の精神療法もとりいれてまとめあげた統合的プログラムである。両者ともに、子どもと保護者に対する心理介入を行うが、AF-CBT は、保護者（加害者であっても、加害者でなくともどちらでも良い）と子どもの感情調節を行いながら家族内の困難を減らすこと等に、TF-CBT は、加害者ではない保護者と子どもに対しての、子どもが虐待を体験したことによるトラウマケア等に焦点を当てながら進められる。

3. 虐待の再発予防において、なぜ CBT を用いるのか？

いずれのプログラムも、虐待の再発予防効果についてのエビデンスが存在し、現在の問題について扱いながら、虐待の被害者である子どものトラウマ治療を平行して行

う。もともと、AF-CBTは身体的虐待を対象として、TF-CBTは性的虐待を対象として開発されたのが出発点であり、具体的にはAF-CBTは、最近の、トラウマとは直接にはつながらない出来事について取り上げて、それにまつわる認知を変容させることにより感情をコントロールし、そのことにより親子の行動・関係が変わっていくことを目指し、保護者がそれまでの暴力的な養育行動を、暴力的でない養育行動に置き換えていくことを目標とし、保護者の感情調節を行っていくことが中心になる。それに対し、TF-CBTは、子どもが、自らが抱えるトラウマ体験を自ら乗り越えることが主眼となっており、いずれも保護者と子ども本人が主体となり、治療者は適切なヘルプをするという役割が求められる。そして、その手法の一つにCBTは据えられている。

4. CBTとはどんな治療法なのか？

CBTの起源には諸説あるが、アーロン・ベックがうつ病に対して行った精神療法プログラムが始まりであるというのが一般的である。

人は何か出来事が起こる度に、喜んだり、悲しんだり、焦ったり、怒ったり、様々な感情が揺さぶられるものである。その出来事を自分なりに解釈し、その解釈に基づいて感情が沸き起こるのである。また、自分で自覚するはっきりとした解釈がないのに感情が高ぶることもある。そして感情が高ぶると、人の心の視野は狭まり、そうなると考え方は極端に偏ったものになりがちなのである。たとえば、子どもが、友達に対して、「遊ぼう」と声をかけているのに、自分には声をかけてくれなかった→「自分はみんなに嫌われているんだ」と深刻に悩んだりする、また、相手が意図せず体にぶつかってきた時、「わざと攻撃をしかけてきた」と考えて怒りの感情が湧いてくる、などである。このような勘違いは子どものみならず大人においても起こるものなのである。特に怒り心頭の時など、感情が極端に高ぶった時ほど、物事の捉え方には現実とのずれが生まれやすい。このように、ある状況に対して、人はその状況を心の中でその人なりの評価をし、それを心の中でつぶやき（そのつぶやきの内容を自動思考と呼び、自動思考は認知の一部と考えられる）、それに伴い感情が揺れ動き、その結果として何らかの行動がある。それらを一連のものと捉えたのが、認知行動モデルであ

り、その認知行動モデルに基づいて、感情や行動をコントロールしようと試みるのが CBT である。

CBT は、最近の出来事を切り口にして、認知行動の変容を目指すのが一般的な手法とされる。それは、直近の出来事についての認知が変われば、行動や感情が変わってくるからである。

いずれのプログラムも、虐待の再発予防をその目的の一つとすることができ、保護者の養育行動を不適切なものから適切なものへと置き換えながら、子どもの、虐待により生じたトラウマ治療を平行して行うことには変わりはない。

5. 誰に対して行うのか？

虐待を引き起こすのは、直接には保護者である。AF-CBT においては、保護者（それは加害者であってもそうでなくともどちらでも可能である）の養育行動の変容をきたすことを目的に、保護者とのセッションを中心とし、家族内の困難を減ずるべくその認知・行動・感情を変容させることを目指して進められる。一方 TF-CBT においては、加害者ではない保護者に対するセッションと、虐待によりトラウマを抱える子どもに対するセッションがある。ここでは、保護者は、子ども自身がトラウマを持ったことにより生ずる、現在の現実の生活の中での様々な心理的困難・現実の困難を解決する、その手助けをするのである。いずれの療法も、子どもと保護者の両者に対して行われ、保護者セッション、子どもセッション、保護者・子ども合同セッションを目的に合わせて組んでいく。

6. 児童虐待における親支援に向けた CBT で用いる主な技法

以下、CBT を児童虐待に援用する際の一般的留意点について述べる。

1) 心理教育

虐待とはどのような養育行動を指すのか、してはならない行動とはどのような行動なのか、など虐待的でない子育てについての知識を学んでもらうなど、教育的な方法

が効果が上がると判断される場面で行われる。

2) 認知再構成

「偏った見方・考え方を修正する」ということになるが、気をつけねばならないことは、相手を「指導する」のでは決してないということである。「こういう風に考えるといいよ」と言うのでもない。ましてや「あなたの考えが間違っている」と言うのでもない。人は、「君の考え違うんじゃない？」と言われれば、心が傷つき、反発を覚えることもあるのである。考え方が違うといわれ、「そうか、自分の考えは間違っていた」となかなか思えるものではない。人の考え方というのは、長い時間をかけて培われたその人固有のものである。「その考え方は違うよ」と言われれば、それは、その人のそれが培われてきたその人なりの歴史を否定し、心を傷つけることもあるのである。それが反発につながってしまう。丁寧なやりとりが必要とされ、技術がいる。

3) アサーション・スキル

虐待をする保護者、虐待を受ける子ども両者ともに、自分の気持ちや考えを相手に伝えることが苦手である場合は多い。そのため、そのような保護者は、子どもの行動を正そうとするのに、言葉で伝えるのではなく、体を叩く、蹴るなどの直接的な手段に出てしまうことがあり、それが虐待につながる。一方、子どもの側も、自分の気持ちを表現できずに、嫌なことであっても拒否の意思を伝えることができない、その結果として、不幸にして虐待という形をとってしまうことは多い。このような場合には、保護者・子どもの双方が自分の気持ち・考えを相手に伝えるためのスキルを身につけることが役立つ。

4) 問題解決技法

問題を具体的にし、それを解決するために、その方法を教えて解決していく。その際には、問題をできるだけ具体的にすること、また、解決法をブレーン・ストーミングでできるだけ多く挙げてみるのが大事である。

5) モニタリング

自らの行動・感情・認知を客観視するために行う。児童虐待再発予防を目的とする場合、結果として虐待行動をモニターすることにはなるが、行動だけを取り上げるのは正しくない。決して強要するものではなく、保護者や子どもの自発的な取り組みでなければならない。

7. CBT を児童虐待に利用する際に留意すべきこと

1) 相手の感情・認知・行動を頭から否定しない。教え込もうとしない

虐待という名の養育行動は、決してしてはならない行動であることは確かである。しかし、虐待通告に至るまで、その家族には虐待行動が定着してきた家族なりの背景がある。支援者はそのことを念頭において関わらなければならない。

2) 相手の話によく耳を傾け、相手の認知・感情には共感を示し、相手にその気持ちが伝わるように心がける

ここで注意せねばならないのが、支援者が共感しているつもりでも、保護者がそのように感じていなければ共感したとは言えないということである。また、不適切な養育行動をとっているからこそ支援者は関わるのであるが、すべての行動を批判的にみるのではなく、できていることは評価する姿勢が大切である。

3) 相手の感情・認知・行動を早わかりしない

「虐待する保護者とはこういうもの」といういわば色眼鏡を通して見てはならない。また、自分だったらこうだろうというのは安易にあてはめてもいけない。保護者のことを一番知っているのは保護者自身であるということを忘れず、保護者と共同して、養育行動を変えるべく、一緒に取り組んでいかねばならない。決して一方的な関係になって派ならず、常に謙虚な姿勢でなければならない。

4) ホームワークを出す

面接の中で話し合ったことをもう一度考えてみたり、実際に生活の中で試してみたり、改めて考えを整理できるような内容を、次回までにしてくることにして設定をする。ホームワークを出すことは、養育者が次回セッションまでの間、それを意識した生活を送ることにもなり、支援の効果を格段に向上させる。

5) フィードバックをとりながら進める

相手の認知・行動・感情を早わかりせず、相手の話を支援者なりに理解をした上で、「自分はこのように理解しているがそれでよいか」など、相手に確認をし、支援者と相手との認識のずれを明確にし、その都度修正をしていく。

6) モニタリング

認知・感情・行動をモニターする。モニタリングは、自発的に行えるようになることを目指すものであり、決して「監視」ではない。自身のことを客観的に振り返ることができるようになるためにモニタリングは存在する。

7) 保護者との関係を形成する

いかなる福祉心理的支援においても、これなくしては真の成功はないといっても過言ではない。そのためには、常に暖かく、真摯な態度を示すことが重要である。それは、職権を用いて保護者の意に反すること（たとえば、虐待通告後の子どもの一時保護など）を行う際も同様である。そして、保護者の意に反する行動をとらなければならない場合には、その行動の結果とその機能（それが子どもの安全確保につながる最適な方法であること）について理解が得られるようつとめていく。その際にも、CBTを用いることは大いに役立つ。

8) 治療同盟の樹立を目指し、共同作業をする

児童虐待においては、治療（支援）に対する保護者の参加は自発的なものでない場合も多い。しかし、支援は必ずや親子にとり良い結果をもたらすはずである。それを

理解し、治療（支援）に自発的に参加する心境になるよう導かねばならない。

9) 保護者・子どもの体験をノーマライズ (normalize) し、彼らを承認 (validation) したうえで、まずは心理教育などをしっかりと行う

ここでは、保護者の、虐待にいたった経緯やそれにまつわる認知、それに続いて起きた感情を、「それは特別なことではない」と伝える。しかし、不適切な行動をどう扱うには注意を要する。虐待という不適切な養育行動をとるに至った状況や心情は理解できることも多いが虐待行動を容認してはもちろんならない。虐待行動とは明らかに、子どもにとり、保護者にとり、子ども保護者関係にとり、その機能を悪化させる行動以外なものでもない。このことを理解してもらうためには、心理教育などを通してその意味を考えてもらい、学んでもらうことなどをしっかりと行う必要がある。

10) 相手にとり「大切なもの」を一緒に見つけ、それを長期目標とし、さらに、その長期目標を実現すべく具体的にすぐにとりかけられることを短期目標とし、その実現に向けていく

保護者にとり、また子どもにとり、真に大切なものに気づくことができ、その実現に向けて目指していけば、虐待行動は、保護者にとり、真に大切なものから遠ざけるものであるということに気づくことができるであろう。

8. 最後に

CBTは、個々の技法はなんら特別なものではなく、我々が普段、他人から相談を受けた時にするアドバイスを寄せ集め、まとめあげたものともいえる統合的精神療法である。いわば「常識の治療」であるため、その方法の実践は一見たやすく見えないこともない。しかし、それらを真の治療効果が生まれるべく行うにはやはり訓練で培われる技術力が求められる。

CBTは、単に相手を受容する技法ではない。「気づきを促す」ことにより、クライアントが自ら問題解決に向かうことがその根幹をなすのである。「気づき」とは「発見」である。では、虐待臨床における保護者支援においては、何に気づかせるのか？それは、虐待の機能や、その行動をとる時の保護者自身の認知・感情・行動に気づくので

ある。近年、虐待の再発予防に向けて、保護者支援に重点が偏った結果、虐待再発予防において、最も大切なはずの「子どもの安全確保」ができないことがあるのではないかと声を聞くことがある。しかし、CBTを行った結果、そのようなことが起こるといことは基本的には考えにくい。なぜならば、CBTは、人間が本来持っている力を引き出す心理療法だからである。そのようなことが起こることがあるとしたら、それは治療が間違えているのではなく、支援者の技法の習得が未熟であるがゆえと考える方が正しいかもしれない。

虐待行動は、親子にとり短期・長期的に様々な弊害をもたらす。弊害を認識し、養育行動を変えていく、それには、保護者自身が本来持っている力を借りて、一緒に問題を解決していく、そのことが最大限の効果を発揮することになるのであろう。

※子ども虐待臨床におけるCBTは、虐待に特化したモデルが必要であると考える。

図1ではモデルを図式化し、図2では、モデルを基に実際に子ども虐待をCBTではどのように扱っていくのかにつき、一例を図示した。

本パートは、国立精神・神経医療研究センター・認知行動療法センター長の**大野裕**先生に一部ご助言をいただきました。大野先生には、心より感謝申し上げます。

図1. 児童虐待におけるCBTモデル

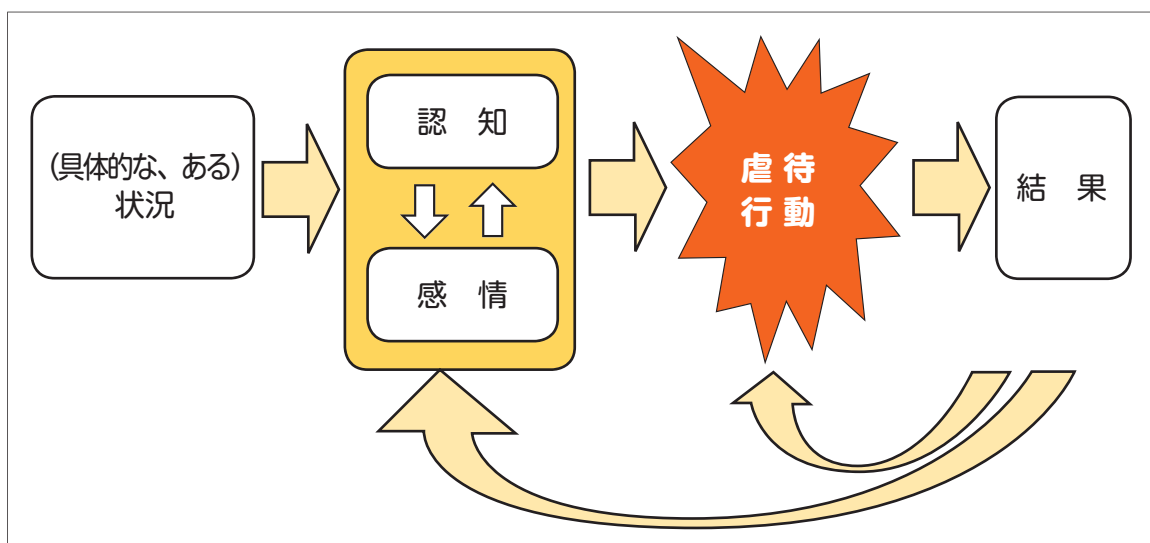
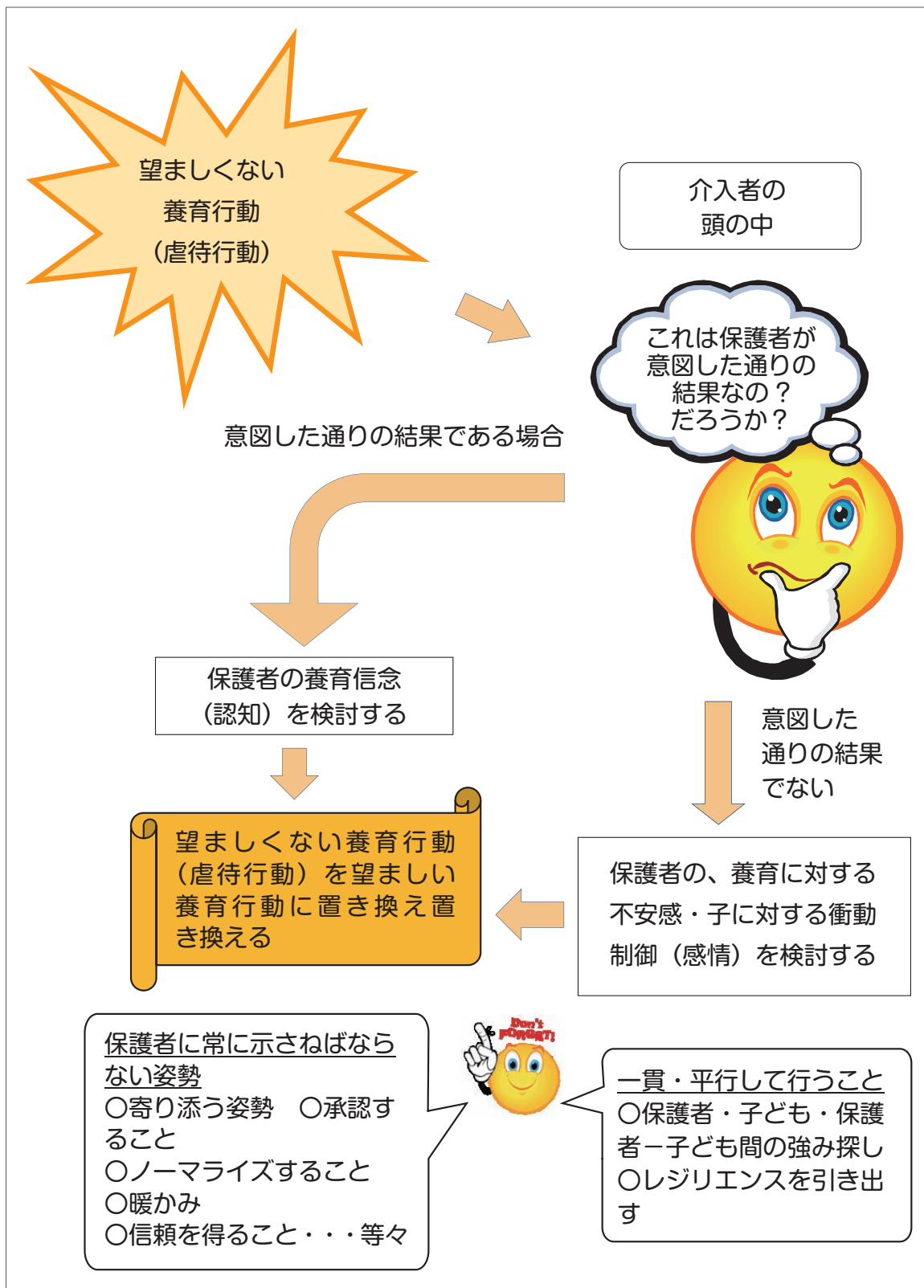


図2 CBTモデルによる、保護者への心理学的介入方法の基本（フローチャート）



おわりに

聞き取り調査にご協力下さいました以下の児童相談所職員の方々に感謝申し上げます。また、質問紙調査にご協力下さいました全国の児童相談所の皆様に感謝致します。

千葉県中央児童相談所（サインズ・オブ・セーフティー、CSP）
東京都児童相談センター（精研式ペアレントトレーニング、PCIT）
東京都北児童相談所（CARE）
神奈川県中央児童相談所（サインズ・オブ・セーフティー、FGC）
大阪府中央子ども家庭センター（CRC、MYTREE ペアレンツ・プログラム）
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（トリプルP）
さいたま市児童相談所（サインズ・オブ・セーフティー）
大阪市こども相談センター（MYTREE ペアレンツ・プログラム）

MY TREE に関しては、NPO 子育て運動えん理事伊藤悠子氏の報告資料を参照しました。
また MY TREE ペアレンツ・プログラムセンター 代表森田ゆり氏に助言を得ました。
CARE については、CARE-japan 福丸由佳氏の助言を得ました。

執筆担当者（五十音順）

加藤 則子 国立保健医療科学院地域保健システム研究分野統括研究官
総論／はじめに プログラム活用の道筋と体制づくり
各論／はじめに SoS FGC CSP 精研式ペアレントトレーニング PCIT
川松 亮 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童福祉専門官
総論／児童相談所の取組みの流れと家族支援 各論／My Tree CARE
坂戸美和子 新潟県中央福祉相談センター副参事
コラム／関係性と個別化 各論／AF-CBT TF-CBT
菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長
総論／児童虐待における保護者支援を考える
鈴木 浩之 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所子ども支援課長
総論／支援プログラムと子どもの安全について
～サインズ・オブ・セーフティーに学びながら～
各論／コラム - ファミリーグループ・カンファレンスの可能性
柳川 敏彦 和歌山県立医科大学保健看護学部教授
各論／CRC トリプルP